

平成21年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月17日（木）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 川口浩史議員

第12番議員 松本美子議員

第11番議員 安藤欣男議員

第7番議員 河井勝久議員

第10番議員 清水正之議員

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 藤野幹男議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 柳 勝次 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健康福祉課長
田	島	雄	一	環境課長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
藤	野	幹	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名
 であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年嵐山町議会第3回定
 例会第 16 日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○柳 勝次議長 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○柳 勝次議長 本日最初の一般質問は、第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) おはようございます。日本共産党の川口浩史です。
一般質問を行います。

まず初めに、政治倫理条例と住民投票条例の制定についてであります。
政治の信頼性は民主主義にあると言われております。嵐山町がさらに民主
主義制度を取り入れ、町民とともに歩む町を目指していくことは大事なこ
とではないかと考えるわけであります。そこで、この2点についてご質問をいた

します。

議会といたしましては、政治倫理条例は2年前に制定をしております。この場合、議員の地位を利用しての利益誘導などあってはならず、またこうした利益誘導のないもとの、町議会に対する信頼にこたえるようにすべきと制定をしたものであります。議会が制定してから2年をたちます。町もそろそろ制定する時期ではないかと思えます。いかがでしょうか。

また、住民投票条例については、大きな問題が発生したとき、最終決定は住民にゆだねる。住民こそ、その決定権がある。ここにあります。ここにご異論がなければ、制定をしていていただきたいと思えます。常設型の住民投票条例を望みたいと思えます。お伺いをいたします。

次に、子供医療費の窓口払いの廃止についてです。今年度から中学3年まで通院についても無料になりました。この年代までに子供がいる親は、大変喜んでいるものと推察をいたします。

さて、ここでは窓口払いの廃止について伺います。国の理解がなく、この間来たために、費用負担が生じる点は何ともつらい面がありますが、既に町長は廃止の方向性を示しております。そうしますと、これがいつになるのかということでお伺いをいたします。

最後に、父子家庭への支援制度についてです。母子、父子家庭という配偶者のいないひとり親家庭がふえております。ひとり親になった原因や背景はさまざまありますが、母子家庭はもちろん、父子家庭にも支援の必要性

が出てきました。

そこで、お伺いをいたします。①として、近隣の状況について伺います。

②は、父子家庭が嵐山町でどのぐらいの世帯数いるのか、伺います。

そして、③として、支援の必要性についてお伺いをいたします。

以上、大きく3点についてご質問いたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、私のほうから2番、3番につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、2番の子供医療費につきましてでございます。現在医療機関の窓口におきまして、保護者から一部負担金を支払っていただきまして、そしてそれをこども課のほうに申請をしていただくと、そして町のほうから受給者に口座を通して振り込んでいくというような償還払い、こういったことを実施をしているという状況でございます。この窓口払いを廃止をいたしますと、いわゆる保護者が、先ほど申し上げましたように、支給の申請書を役場のほうに提出をするという必要がなくなってくるというようなメリットがあるわけでございますけれども、その反面、何点かのデメリットもあるわけでございます。何点か申し上げてみたいというふうに思うのですけれども、まず1点目が医療費自体が増加するであろうという見込みがあると。それから、2点目が窓口払いを廃止しますと、これ社会保険支払基金だとか国保連合会の

ほうへレセプトの処理等をお願いしていかなくてはなりませんので、いわゆる事務手数料がかかってくると。3点目が、これは議員さんのほうのご質問の中にもありましたですけれども、いわゆる国保会計のいわゆる特別会計の補助金、これが減額されるだろうというふうな観点。そして、4点目が窓口払い、これエリアと申しますか、そういったところを決めて、あるいは医療機関との契約、こういったことがあるわけございまして、ある一定の範囲内、例えば比企管内だとすれば、それ以外のところは償還払い、これがまだ継続するわけございまして、そういったようなことがあるというふうなことでございます。そういったことを踏まえまして考えていきますと、町の財政的な観点、あるいは国との関係、こういったことを考えますと、当分の間、償還払いを継続して、医療費、この推移を見守っていきたいと、こども課のほうの考えとしては見守っていききたいというふうにご考えておるところでございます。

続きまして、大きな3の父子家庭の支援制度というふうなことでございます。お尋ねのまず最初に近隣の状況でございます。比企郡市、8市町あるわけでございますけれども、この中で小川町とときがわ町において制度化されているというふうな、私どもの調べではそういったことでございます。両町では、支給額、あるいは所得制限、こういったことにやや差異があるようでございますけれども、ほぼ同様の条例ということでございます。

そこで、本年4月から施行されましたときがわ町の制度につきまして、若干説明をさせていただきたいというふうに思っております。まず、条例名で

ございますけれども、ときがわ町父子家庭支援手当支給に関する条例という条例名でございます。続いて、受給の対象者でございますけれども、母が死亡した児童、父母が婚姻を解消した児童、その他規則で定める児童と。それから続いて、対象児童でございますけれども、義務教育の終了前ということで、15歳までと、終了までということでございます。それから続いて、所得制限でございますけれども、これ児童手当に準じるという所得制限がございます。それから続いて、金額でございますけれども、児童1人当たり月額5,000円ということでございます。そういったような近隣の状況ということでございます。

続きまして、②の町の人数でございます。この人数につきましては、今のところ、ちょっと父子家庭を検索するソフトというのでしょうか、そういったものがないというふうなことでございまして、全体の把握というのはちょっとできていないというのが実情でございます。そういった中で、私どもで所管しておりますひとり親家庭の医療費制度、これ登録をいただいている関係上、この中で把握をした数字をちょっと申し上げますと、4世帯5人ということでございます。

それから、必要性の考えということでございます。父子家庭の児童生徒の健全な育成、あるいは福祉増進、こういったものを考えていきますと、必ずしも不要ではないかなというふうには考えるわけでございますけれども、先ほど申し上げた2町以外の町では、いまだ制度化というのはされておしま

せん。これらの市町の動向を見てから考えていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどちょっと1点、ときがわ町の説明の中でちょっと漏れました。ときがわ町につきましては、本年の4月から施行になっているのですが、お聞きしましたら、現在のところ、受給者はお二人というふうなことだということでございます。つけ加えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 政治倫理条例、また住民投票条例についてお答えをさせていただきます。

お話のように、町の議会では平成19年6月、議会議員政治倫理条例というのが制定をされまして、10月から施行されておるということでございます。そして、この条例につきましては、以前も議員さんから、ほかの議員さんからですが、質問いただいております、そのときには議会でまだ審議の最中というようなこともございました。そういう状況で、議会の協議の結果を十分参考にさせていただくと、それで町の対応を速やかに図っていきたいというふうにお答えがしてございます。そういう中で、町でも検討をしてみました。しかし、なかなかこの政治倫理条例というものが、埼玉県内で自治体の状況の中で6団体だそうですが、進まない状況にあるわけです。それらのことがどういう状況なのかわかりませんが、嵐山町では内部

検討をしたわけですが、してきているわけですけれども、議会の条例の内容、これらの内容がこここのところまで町の中で必要であろうかというようなことだとか、それから今話をさせていただいた6団体というようなところがどのような状況なのかということも検討してまいりました。そういう中で、議員さんもご承知かと思いますが、横瀬でできました。その中には、町長等の資産の公開、町長、議員も含めて、資産の公開等も含まれた内容になっております。

それで、町では、ご承知のように町長の資産公開のこれはできているわけですけれども、そのほかのものができていない。それで、そういうようなものを一体としてやっていったらいいのか、町としては。それで、ほかのところの進まない状況というようなものをあれしても、やはりどこのところが範囲というのが難しいというか、政治倫理ですから、政治の信頼性と議員さんおっしゃいましたけれども、まさにそのところが原点でありまして、それにはどこまで縛らないと、議員だとか町長だとかというのがやっていられないのかとか、やれないのかとかいうことで、本当は何もなくやれるのが理想だと思うのですけれども、どこまで縛るのか。余り縛るというのも、そこまで信用がないのかというようなことにもなるわけでありまして、そういうようなところも含めまして、今町の中でも検討をしているところでございます。横瀬のところでは新しくできたわけでございますので、改めてそういうものも参考にしながら、町ではどうあるべきかということもこれから考えていきたいというふうに思っています。

それから、住民投票条例でございます。住民投票条例は、私、町長にお世話になったときに、町村合併の小川を含めた2回目の話が壊れたときだったわけです。それで、それについて、これから町村合併等するとき、町長どういう考えなのだということを多くの議員の皆様方から聞かれました。そして、そのときに答えてありますが、最終的に町村合併の場合には、最終的には町民の皆様のご意見をお伺いをして、参考にしながら判断をしていきたいというふうに答えてあります。ということは、常設型ということではありませんけれども、そういう判断を究極の場合にはさせていただくということで答えさせていただいているわけです。

議員さんの話は、常設型ということでございます。それで、常設型ということは、住民投票というのがどこまで地方自治の今の状況の中で議員さんがいらっしやったり、選挙を受けて出ている議員さんがいて、それで改めてまたそういう町民の皆様方の意見を聞いて、それでどちらがどうだとかいうようなことになるわけですが、それでこれも住民、そのころ、ちょっと前ですが、原発の関係で巻町なんか話題になっている時期ありました。そういうときいろいろ言われた内容というのが、強制力というのはないわけです。それで、最終的にはだれかが、どこかで判断をするわけです。それで、住民投票をやって、それと反対の結論を出したというようなことになったときには、ではその住民投票自体何の意味があるのだというようなことにもなるわけですし、簡単に住民投票というのはどうなのだろう。そうすると、議

会の皆様方のご意見はどうなのだろう。また、町長の考え方というのはどうなのだろうというような、そのころからも当然、前から言われている問題ですけども、そういうようなものを包含をしている内容でございます。ですので、私はそのとき時点にもお話をしたことがあるかもしれませんが、究極の大きな問題を抱えた場合には、町民の皆様のご意見をしっかりお聞きをして、町政誤りなきにを判断をしていきたいという考え、基本的な考え方は変わっておりませんが、常設までして、そういうものを待ち構えていると言うとおかしいですが、そういうことが必要であろうかどうかというふうには考えておりました、余り必要ではないのではないか、基本的にそういう考え方を持っていれば、こういうものを常設する必要はないのではないかというふうに現在では考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、政治倫理の関係からですが、倫理というのを広辞苑で引いてみますと、人倫の道、人の倫理の倫、人倫の道と出てくるのです。人倫とは何かというのを調べてみましたら、人として守るべき道ということ、それが倫理、人として守るべき道、これが倫理という理解でいいのかなと思いました。要は政治に携わる我々の場合、町民からどういう見方をされているか、これ国なんか非常に典型的ですけども、何かうまくやっているのではないかと、国会議員なんか、あるいは役職についている大臣なん

かがどうしてもそういう見られ方を、見方をしてしまいますよね。これは、そういう事件が多いですから、そういう見られ方しても仕方がない、我々もそういう見方、見られ方をしても仕方ないと思うのです。ある面、信頼がされている面はあるとは思いますが、そういう不信をどこかで持たれているというふうには我々は考えないといけないのだというふうにも思うのです。そこをきちんと正していくものを自分の中にだけ持っていたとしても、それはなかなか相手にはわからないですから、条例としたもので確立していくということが必要だというふうにも思うのです。

倫理条例というのは、法のように外面を縛るものではなくて、我々の内面を縛るものだとすることで学者の方がおっしゃっているのですけれども、やはり我々弱いんですから、目の前にお金があったら、やっぱり、ああと思わないほうが不思議だと思うのです。そういうときの最後の歯どめ、それを何にもない今の時期だからこそ、つくることができるというふうにも思うのです。

実際は多くのところで作ってきているのですけれども、伊東だとか、別府だとか、先ほどおっしゃった巻町だとか、御嵩町だとか、徳島市だとか、名護、神戸、そのほか14ぐらいあったかな。これは、98年のものなのですがけれども、その時点で14ぐらいあったと思うのですけれども、何かあってつくっているのですけれども、何かあってつくるといのは、やっぱりもうそれだけ傷を負っているわけですので、何もない時点で、何もないようにするのが我々のまた役目だというふうにも思うのです。わかりづらいですか。わかり

づらいですかね。おわかりいただけないみたいですね。要はこの政治倫理は、お金によって我々は動かされるなというのが基本です。そういうものをきちんと持って、何も事件が起こらないようにしていくのが我々の務めだというふうに思うのです。起きてやったら、そこに被害が出ますので、そういうことで未然に防ぐということで、ちょっともう一度伺いたと思います。

それから、住民投票条例なのですが、これは小金井市で住民投票条例をつくっております。小金井市だけではないです。ちょっと小金井市の場合、13%の有権者から要請があれば、住民投票条例を実施するというものになっているというのです。高浜市、ここはちょっと場所はわからないのですが、高浜市は有権者の3分の1、埼玉県富士見市は5分の1、千葉県我孫子市は8分の1、それぞればらばらですけども、ある程度の有権者からの要望があれば、住民投票条例を実施していくということであるというのです。

問題は、何かあった場合、実施しているところもあります。でも、圧倒的には否決をされているのです。議会の反対に遭って、幻に終わった住民投票が全国では相次いでいるというふうには書いてあるのですけれども、実態としては、住民投票を求めたのですけれども、それが成立しなかったと。やっぱりもう事が起きては、反対派、賛成派もうぶつかり合いますから、なかなかそこで成立させるというのはやっぱり難しい状況があるのだと思うのです。ですので、何も無いところで、今の時期、何も無い今の時期にそういうものをつくっておいて、何かあった場合には住民に判断を求めるといことが私は

必要ではないかなというふうに思うのです。

どういう場合に起きているかという、福岡市では病院の移転の問題、茨城ではマンション建設について、秋田県ではスーパーの出店について、こういって住民投票が行われているということでもあります。スーパーの出店なんて、その地域に住む人には大きな問題でしょうけれども、全住民にかかわる問題かなとは、ちょっとそこでは私も首をひねるのですけれども、でもそういうものでも住民投票を実施しているということで、もっと我々は小さい問題についても住民に根本的には聞くということが大事かなと、ここでは、これを読んでいて、私は思いました。もう一度伺いたいと思います。

それから、子供医療費についてなのですが、当分の間やらないのだということでお話があったわけですが、ちょっと残念です。

ちょっと伺いたいのは、医療費が伸びるというのは、これは、ただだから、お金を持っていかないから、どんどんかかる人がふえると、こういって医療費が伸びるというふうに読んでいるのでしょうか。そういうことが本当に言えるのか。病気にかかっていない人が、よく病院の待合室を病気でもない人がいっぱいいるなんていう話をする人がいるのですけれども、本当にそういう病気でもない人が待合室にいるのかなと私なんか思うのです。おふくろなどをよく連れていったときにも、やっぱりどこか悪そうでありますので、そういうのはきちんと検証された結果、医療費が伸びているのか、検証不能の段階でこういってことをおっしゃっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、私も窓口払いの廃止の関係では、負担金、補助金の削減ということで、これ町にとっては痛いなというふうに思います。本当にそういう面では、国はこの辺改善してもらいたいなと、今度の新しい鳩山内閣ではこの辺もきちんと見ていっていただければなというふうに思います。だけれども、国の状況を待ってからとか、そういう状況も見ながらの答弁なのでしょうけれども、少しでも子育てしやすい町をつくっていくのだということを考えていくなれば、やっぱりこれも進めていっていただきたいというふうに思うのです。それで、ちょっと答弁いただきたいのですけれども、それでちょっと比企医師会の関係がちょっと答弁の中にあっただけかどうか、わからないのですが、これは合意はとれたという理解でよろしいのか、あわせて伺いたいと思います。

それから、父子家庭なのですけれども、児童手当は今出ていますけれども、年収おおむね365万円未満の人が母子家庭に出されているわけですよ。それで、この児童扶養手当を制定した理由は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するためということで、母子家庭にだけ支給されるわけです。同じひとり親家庭でも、父子家庭には、どんなに収入が少なくても、これは支給されないという制度になっているわけです。嵐山町では4世帯5人ということで、少ないなと、少なくてよかったなというふうに思うのですけれども、問題は、今の時期、いわゆるワーキングプアと呼ばれている年収200万円以下の方がもう1,000万人を超えている状況です。そういう時代でなければ、まだ何とか男のほうが収

入は多いですから、普通は多いですから、まだこの問題は大きな問題にはなっていなかったのですが、これは国会でも取り上げてきている問題なのですけれども、やはりその辺の所得制限は仕方ないにしても、つけるのは仕方ないにしても、幾らお金が少なくても出ないというのは、これはやっぱり不合理ですよ。

それで、嵐山町のこれ第4次総合振興計画、ここに父子家庭に対してはということで、次のように書いてあるのです。制度と実態の両面において、まだ援助方策が確立されておらず、育児をしながらの就労等厳しい環境に置かれている場合がありますということで、ある程度実態を知っていると、知っているから、こういう状況を書いているわけでしょう。それで、町内の父子家庭の実態について把握を進め、適正な援助方策を検討しますということで、これはほぼ10年前にできたものです。町も、こういう父子家庭に援助が行っていないというのは理解をしているわけですから、やっぱり今のこの時代、収入が少なくなっている人がたくさん出てきている実態に即した援助の方策というものを考えていただきたいというふうに思うのです。課長さんと同じ意見になってしまうかな。でも、もう一度伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かにわたりましてお答えをさせていただきます。

医療費伸びるというふうなことで申し上げたわけでございます。これが議員さんのほうから検証した結果かというふうなことでございますけれども、具体的な数値というふうなものではないわけでございますけれども、実際にやっている市町村等にお聞きしますと、この辺がやはり伸びてきているというふうなことで、抽象的ではございますけれども、そういった意味合いでの見込みということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、比企医師会との関係でございますけれども、これにつきましては、今のところちょっと合意がとれているかどうかというのは、ちょっと私のほうで今つかんでおりませんので、申しわけございません。

それから、父子家庭の支援制度の関係でございます。いろいろとお話が合ったわけでございますけれども、そして総振の話もありましたですけれども、子供支援の関係からいきますと、今ご質問いただいております子供医療費をはじめといたしまして、児童手当、それからこれもお話がありました。母子家庭ではございますけれども、児童扶養手当、あるいは特別扶養児童手当、そういったもの、それからひとり親家庭の医療費の助成制度、あるいはこれは県の制度でございますけれども、ひとり親家庭の入学の準備金制度、こういった支援制度があるわけございまして、現在の現状のところではそういった既存の制度、これに従って支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 政治の倫理条例と住民投票条例についてですが、お話をしたとおりの考えでございます。

それで、議員さんからもちょっとお話ありましたけれども、金にまつわることが圧倒的に多いわけですね。それで、利益誘導、金をもらったとか、やったとかというようなことになるわけでありまして、それで横瀬の政治倫理条例の中にも、町長だけでなく、議員の資産公開というのも入れてあるわけですが、そういうようなことを町でもやっていったらいいのかというようなことがあるわけですが、もう既に町長だけの資産のあれはできているわけでありまして、そういう状況の中で、今すぐすぐどうなのかというふうに思っております。

それで、今説明をしていただきましたけれども、人の道、人としての恥ずかしくない道、これをどこまで縛るのかと、先ほど申しましたけれども、そのところの境目であるわけです。ですから、町長は入れたらいいのではないとか、資産公開を、議員さんはまだいいのではないだろうかとか、あるいはそういういろんなものの境目があるわけでありまして、利益誘導、また権利の濫用、そういうようなことが行わないのが当然であるわけでありまして、町においては、一応町長のほうにはそういうものができているわけでありまして、現状をもうちょっと推移を見ていきたいというふうに思います。

あちこちのところで、大変恥ずかしい、人の道を外れたことというのが起

きているのは、本当に今承知をしております。それも人として、今おっしゃる人の道として、それを踏み外してしまうもの、それから千葉なんかは全くそういうようなことも含んでいると思うのですが、一部にはシステムというか、単年度主義というのか、きのうもちょっとご指摘をいただきましたけれども、予算の執行、執行率が何%ということになりますと、そののところをどうにかしなければいけないのかとかいうようなこと、私は今は計画をした予算の範囲内で、それで努力をして残が出たということは、褒めてやるべきであって、残が出たことを、執行率が低かったというのを町の中では、庁舎の中では責めたりはしないことでやってきているわけですが、ただ場合によっては、決められたものが使い切れていない、仕事が終わっていないのではないか、やり切れていないのではないか、計画したものがちょっと甘いのではないか、いろんなことがあって、批判はされるべきところもあるかと思いますが、そういうようなことを広く含めまして、人の道を外れないようにしなければいけないのが基本であります。嵐山町では当面様子を見ていきたいというふうに思っております。

それから、常設型の住民投票条例、先ほど申しましたけれども、これも今お話を聞きますと、13%で有権者の請求があると小金井市ではやっているとか、そのほかの例ですと、もっと低いパーセントでやっているとかいう話があるわけです。それで、議員さんもちょっと懸念を持っているような感じもするわけですが、そういうものにすべてゆだねてといいますか、そうい

うものを、住民の意見というのは聞かなければいけないという基本はありますけれども、それがどれだけの住民の皆様かに聞いて、それで進むべき道を決めていくのかということをやだねるというのですか、そういうことでもいいのかなというふうに私は思っています。ですので、先ほども基本を言いましたけれども、もう本当に根幹部分が揺られるような、揺るぐような、そういう町にあって大変な問題というようなときには、当然町民の皆様かの判断を仰いで、そしてそれらを参考にして、議会の皆様のご意見を参考にして、町を挙げた意見を集約をして、それで進むべき道を決めていくというふうに考えておりますので、住民の意見を聞かないということ、やらないということではなくて、安易に使うべきではないのではないかとというふうなことも含めて、こちらも当面は様子を見ていきたいなというふうに考えております。

○柳 勝次議長 先ほどの小林こども課長の答弁に対して追加答弁がありますので、お願いいたします。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 すみません。比企医師会との合意ということですが、嵐山町ではまだ行っていないということでございます。開始の時期、こういったものが決まれば、事前に医師会、それから薬剤師会、こういったところとの事前打ち合わせ等が必要になるというふうなことでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ぜひ検討していただきたいと思うのです。町長が多分懸念されていたのは、間接民主制が主のこの日本で、こういう直接民主制がなじむのかというようなこと、これ結構住民投票条例をやる時には、この問題いつも出てくるのですけれども、批判をする側は、例えば巻町で原発の問題が起きたときに、どこの人が批判するかというと、都市部の人が批判をするのです。自分とかかわりない人が。かかわっている人は、自分の身のことがありますから、こういうことで真剣にこの問題をどうするか考えるのですけれども、要は原発の問題は、これ必要なのだと、どこかへつくらなくてはならないのだという議論で批判をするわけなのです。ごみ、産廃処理場も同じような理由で、自分とは関係のない、自分はその場にかかわりのない人が批判をしていると。要は何がここで一番そういうのを問題なのかというと、最大のそこにエゴイズムがあるのだということで、あるのだということを書いて、やっぱり直接住民の意見を聞くのが基本でないと、そこに住んでいる人の意見を聞かないと、問題の、つくるつくりたいは別にして、解決にはなっていないのだということを書いているのです。ちょっと説明が不十分かと思うのですが、ちょっとご理解いただいて、この問題もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

子供医療費と父子家庭の関係なのですが、これちょっと町長のほうに伺いたいと思いますが、子供医療費についてはもうやらないのですから、ただ

町長の方向性はそのまま維持しているということで、これは理解してよろしいのか。そこももう変えますよということなのか、子供医療費の窓口払い廃止を町長は表明したわけですがけれども、その点について今のお考えを伺いたいと思います。

それから、父子家庭であります、先ほどもお話したように、母子家庭には手当が出ているのです。父子家庭は、幾ら給料が少なくても、所得が少なくても、出ていないのです。これは、私は不合理だと思うのです。そのお金が酒に化けるとか、何かほかに使われるとかとあるのだったら問題ですが、子供を育てるために手当を出すお金ですから、子供を育てるのに大変な苦勞があるわけです。だから、その苦勞にわずかでも報いて行って、報いるというのがやっぱり行政の役割ではないかなと思うのです。そういうことで、今の不合理をこの町は少し正していこうということが私は必要だというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 父子家庭については町長に質問ですか。

○9番(川口浩史議員) ええ、町長に。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子供医療についてもお尋ねだったかと思うのですが、課長のほうから答弁をさせていただいた内容で町のほうは進んでいきたいというふうに思っております。

それで、一番に医療費の増加という話、答弁をさせていただいたわけです。これは、前どなたか議員さんが質問のときに、もう何回もこれ出ているわけですので、答えをさせていただいているわけですがけれども、ちょっと古い資料ですがけれども、窓口払いに変えたところがあるわけです。それで、その町の場合には、もうだまって1.3倍とか1.4倍、ふえているのです。それで、嵐山町で予算を組もうとするときには1.5倍ぐらい見ないといけないのではないかというふうにお答えをさせていただいているわけです。

それで、これは、必要な医療費というのは、かかっていたらいいので、それで今度も枠を広げて対応を図ってきているわけです。ですので、こういうふうに関口払いでかかる費用、この部分というのは何かほかに使ったらいいのではないかという基本的な考え方を持っています。ですので、ちょっと不便かもしれないけれども、毎月かかるにしても1回だけですから、あとはもう流れていくわけですので、ですのでそういう形で余りが出た場合、余りというか、その部分については何かほかに、今の時代ですから、必要なものがいっぱいあるわけですので、そういうところに充てていくような形をとっていきたいなというふうに思っています。

それで、このときにあれなのが、窓口払い廃止に伴って、医療費の値上げというのは、5,100万医療費がかかっている部分が1,700万ぐらいふえるのではないかという、それから事務費がまたそのほかにという話がありましたけれども、そういうものもふえていくということですので、これらを考えて、

ほかのところにこういう部分を何かあれしたらいいのではないかなという基本的な考え方を持っておりまして、これは約束をしていることですから、いつかはやらなければいけないわけです。ですので、やらないということではなくて、すぐはやらないで、ほかのところにという考え方をとっていきたいと思うのですが、やらないのではなくて、約束していることですから、議員さんおっしゃるとおりでございます。

そして、父子家庭も同じなのです。父子家庭で今国でも問題になっていきます。セーフティーネットの部分について一番問題になっているわけです。セーフティーネットの部分で、父子の部分、母子の部分も欠けてしまった。それで、それと同じように父子の部分もあれだ。しかし、今度の政権には、そのところをすぐにでも入れておこう、暮れになるのだから、すぐ入れていこうというような話も出ているわけですし、当然そういうことになってきますと、父子も考えていくのではないかなというふうに思っているわけでありまして、こちらのほうもそういうような流れが急な部分もありますので、もう少し様子を見ていきたいと思えます。ですから、これはセーフティーネットというのが別にあるわけで、その上の部分というかに当たるわけですので、その一番ベースの部分を含めて、そして子ども手当とか言われているわけですので、そういうものも全体を見ながら、嵐山町ではちょっとそれだけではというようなことが今後ありましたら、いろんな形を総体的に勘案をいたして、対応をとって

いかなければいけないというふうに思っております。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 松本美子議員

○柳 勝次議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 12番議員、松本美子。議長のご指名がございましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、まちづくり交付金について質問をさせていただきます。現在まちづくり交付金事業につきましては実施中でございますけれども、これは19年度より始まった事業というふうに考えておりますが、まずは菅谷地区を中心ということで行われ、20年度からは七郷地区の北部ということで、この交付金を活用いたしまして、町が安全で安心というような目標に立ち、また活気に満ちた嵐山町を目指すということで、都市再生整備計画を策定して、事業が着手されているわけですので、質問をさせていただきます。

まず、20年度の整備がありましたけれども、それはもちろん再生計画の実施に基づいての実施というふうには考えておりますけれども、まず道路の整備に関するもの、あるいは歩道に関するもの、あるいは生活道に関する

もの、また平沢の東原でしょうか、土地区画整理事業にもかなり投入をいたしておりますので、分けて、すみませんが、答弁していただきたいと思って、質問をさせていただきます。

それと同時に、20年度につきましては、計画どおり行われることがもちろんできているとは思いますが、これを21年度へと移行したものが計画の中であったのかということもお尋ねをさせていただきます。

続いて、②番になりますけれども、同じまちづくり交付金の関係ですが、この計画も、21年度は今年度ですけれども、都市再生整備計画がもちろんできておりますから、それについては順調に事業等が着手できているというふうに思いますけれども、特にこれは計画ですけれども、21年、今年度から22年度に着手するというようなものも入っておりますので、何点か、ここに掲げてありますが、質問をさせていただきたいと思っています。

まずは、広野2区の親水公園の関係、また仮称ですけれども、ふれあい交流センターの関係は、委託料のところまでは、設計ですけれども、出しているということですが、もう一度、すみません。お尋ねをさせていただきます。

それと、こういうことにつきましては、恐らく地元がございますので、特に広野の親水公園につきましては地元の関係の皆様方とお考えを聞きながら、21年度、どこまで今年度進んでいるのか、お尋ねをさせていただきます。

それに、信号機の関係になりますけれども、これも254バイパスの関係というふうに考えておりますが、平沢あるいは志賀への4車線が伴ってから

のことだと思いますが、どのくらいまで進捗をしているのか、お尋ねをいたします。

それに、今の 21 年度の関係なのですけれども、数多くまちづくり交付金の活用ということで、順次計画に基づいて、中央地区ですか、菅谷、あるいは北部と南部というふうに分かれて工事期間が定められてはおりますけれども、特に主なものを何点かお聞きいたしますけれども、2-21 号線というものが、改良工事と思っておりますけれども、20 年度から 22 年度にかけて、A工区、B工区ということで歩道の関係に入ってくると思っておりますが、実施計画ができておりますけれども、これはどのくらいまで進んでいるのかということをお尋ねさせていただきます。

それに、菅谷にも3号線というようなものもありますけれども、この辺の、これもやはり去年度からですから、進捗が多少は進んでいると思っておりますので、お尋ねします。

それに、1-10 号線の交差点の改良でしょうか、これもやはり来年度までということで行っておりますので、もちろん進捗で結構ですから、お尋ねをいたします。

もう一点ですが、菅谷の3号線ということになりますけれども、これはどこまで入っているのか、23 年度までというようなことでしたので、質問が少し早ようでしたらば、ご答弁はそうのようにいただければ結構です。

もう一点、駅前なのですけれども、これは地主さんのほうからもある程度

進んできたというようにも伺ってはおりますけれども、現時点ではどんなふうになっているのか、深嵐の関係ですけれども、お尋ねをさせていただきます。

続きまして、北部ということにも分けさせてもらいますけれども、これも20年から21年の関係も特にお尋ねをしますけれども、広野にも94号、295号線というような、実施なさるといふ計画が出ておりましたけれども、今年度でこれはもちろんする、もう一点、古里の7号線の関係もありますけれども、実施が行われて、済んでいるのかということをお尋ねさせていただきます。

それに、これは大切な場所かなと思っはいますけれども、1-3号線の通学路の関係で歩道ということが出てきておりますが、来年度までにはしっかりと実施ができるのか、お尋ねをします。

やはり景気が低迷して、税収等が上がっておりませんので、なかなか補助金だけでは100パーではありませんから、難しい部分が出てくるころがあるのかなというところへ立って質問をさせていただいておりますので、よろしく願います。

それに、もう2点ばかりなのですが、あとは越畑の158号線は今年度ということですね。それに、吉田の300号線というものもございます。これは来年度までということですから、それぞれの進捗状況と現時点、あるいは問題点、あるいは変更、いろんな考え方が出てきますけれども、都市再生整備計画にしっかりとのっとったものについて事業展開が行われているかということをお尋ねさせていただきます。

それと、③になりますけれども、町の単独の建設ということになりますと、現時点では非常に難しく、これはないのかなというふうにも感じはいたしますけれども、ある面では補修というようなことぐらいの事業は行われたというふうにも思っていますし、またこれはどんなふうな今後の考え方はあるのか、お尋ねをいたします。財源がなければできないということは、ある程度はわかっているつもりですが、お願いいたします。

それと、大きな2番になりますけれども、行財政の改革についてお尋ねをさせていただきます。まず、社会情勢がこういうふうなひどい低迷して大変だというような時期は、アメリカの大手リーマン・ブラザーズの破綻を生む前から、その前からは多少ありましたけれども、これがきっかけになって、世界経済は大きく落ち込んだのかなということ、それがもとで雇用の減少とか社会保障とか、いろんな分野で、企業はもちろんですけれども、業績の悪化が激しくなって、減収、もちろん減収とか、そうなりますとなくなってきますので、ますます厳しい状況が現時点でできているというふうに思っていますが、かといまして、そうそうそんなに改革、改革と言いましても、限度というものもあるという観点から、原点に立ちましてお尋ねをさせていただきます。

まず、1番ですが.....

〔何事か言う人あり〕

○12番(松本美子議員) 聞こえていませんか。それでは、ゆっくりというような声が出ましたので、私も結構大きな声でしゃべっているつもりだったので

すけれども、大変失礼しましたけれども、1番はそういうことで.....

〔何事か言う人あり〕

○12番(松本美子議員) それでは、すみません。

1番につきましてはただいま申し上げましたので、10分なりますから、少し聞こえが悪かったということですが、ご容赦していただきたいと思って、2番から、では行政改革についてを前段で申し上げましたので、①番の質問状の中からお願いをいたしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

職員の定員は、適正化というものがありますから、これに基づきまして行われているというふうに考えておりますが、やはりこの問題につきましても、決算のときでも説明等がありましたので、おおむね承知はいたしております。そういう中で質問させていただくのですけれども、なかなか人数等が減り、あるいは給与等が減り、いろんな分野で減額、削減という形ができていきますと、やはり仕事の量の関係はどうしても各職員さん、あるいは臨時の職員さんももちろん当たり前ですけれども、重圧がある面ではかかってくるというふうなことが考えられますけれども、そういったことを踏まえた上で、現時点での減額、適正化は、正当という形はちょっと言葉がどうかわかりませんが、どのように考えているか、お尋ねします。よいとして改革を行っているというふうには町長さん思っておりますが、お願ひいたします。

②ですけれども、20年度の事業改革の課題なのですけれども、さまざま

な課題が残ったかなというふうにも思い、また改革もせざるを得ないというふうにも感じてはおります。その中で、事業の関係ですけれども、先延ばしにした事業等があったのかということと、あるいは再検討をなさりまして、その再検討したときの内容でしょうか、そういったものについての事業はどのようなふうに行ってきたのか。そういうことを行うことによりまして、町民へのサービスが削減になってくるというか、町民サービスが停滞するといいたいでしょうか、そういうことは考えられなかったのか、お尋ねをいたします。また、そういった先延ばしをしたり、あるいは再検討したりした事業のものがあり、21年度にはそれが反映ができて、実施を現時点でなされているのか、お尋ねします。

③なのですけれども、人件費のもちろんこれは削減はそれぞれが大変な思いをし、またあるいは生活にも大きくかかわってくるというふうにご考えております。ですけれども、大変な世の中というか、税収が上がらない、交付金等も来ないという中では、いたし方ないものだというふうにご理解をいたしておりますけれども、そういった削減の金額等が出てくるわけですが、それを町民への福祉であろうが、町の事業の中でどの程度生かされたかというふうなところが聞きたいのですけれども、質問をさせていただきますので、お願いします。

なかなかお金ですから、削減ができたから、これはこっち、これはこっちというわけには町の中もいかなのかなと思いますけれども、この辺は特に私も関心がございますので、町が、町民も、議員、あるいは職員さん、町長さ

ん、三役さんはもちろんですけども、先頭切って人件費の削減が行われているということは町民も十二分に承知していますので、その金額がどういったようなところに使われているのでしょうかねというようなお話も多少伺っておりますので、なかなか区分けするということが大変かも知れませんが、お尋ねをいたしておきますので、よろしく願いいたします。

それと、④なのですけれども、こども課と企業支援課というものが設置ができたわけですけども、こども課につきましては就学前とか、あるいは就学後ということで、健康福祉課あるいは学務課がこれと一緒になられたということで、縦割りの関係が一本化されたということで、非常に大変な分野もあるかなと思いますけれども、町民にとりましては非常に喜ばしいことだったというふうにも考えております。そういったところで、業務のもちろん効率化を図っての一本化ですから、支援体制も、町民のサービスの向上ももちろんあると思いますけれども、半年ちょうどたっているわけですけども、どういう点が、ある面では非常に業務がやりやすいというか、あるいはそれが業務がやりやすければ、町民もやはり助かっているという部分になってくると思いますので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

それと、企業支援課の関係なのですけれども、これも同じく設置ができたわけですが、半年ということなので、まだまだ先がどの辺まで見通しができているのか、まだ私にはわかりませんが、もちろん企業の誘致ができてきて、そこで働く方たちが多くふえれば、もちろん町も法人税、あるいは所得税、

住民税とか、そういったものがプラスアルファになってくるので、期待していただけますけれども、何か進んだ部分が少しでも見えているようでしたら、お尋ねをさせていただきます。

それと、⑤になってきますけれども、これはきのうも議員さんのほうでお尋ねがありましたけれども、私、前回もこういうことを聞いていると思っておりますが、町民税と税務課の隔週が毎週の土曜開庁と、午前中になられたということで、非常に町民も、利用者、あるいは納付率でしょうか、そういうようなものがプラスになられて、実績等が上がったというような報告が、各税務課あるいは町民課のほうからも利用人数や何かのもいただきましたので、この辺のところはわかりましたけれども、私の場合には、そういうことをなさることは町民のサービスということで非常によいことだというふうには思いますが、その反面、職員には負担等がかかってきて、お休みもとって、代休というような形で対応しているかなと思いますが、そのことをやることによって、職員さんの負担はどういうものが考えられるのか。もちろん健康的なものも考えられるでしょうし、それにきのうの答弁の中で、郵送の関係が行われており、それをいただきに行くなり、郵送するなりということも、これはもちろん土曜開庁が隔週から毎週ということになりますと、それだけは職員さんには負担になっているところの観点から伺いますけれども、それは郵送の件ですけれども、どの程度ぐらいのそういった郵送で請求というのでしょうか、そういうものが来ているのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、⑥になりますけれども、町民税と法人税で大幅なる減額があるということは、予算のときなんかでも承知はいたしておりますけれども、これは今後もこの社会情勢ですと、ある面では厳しい状況が続くというふうなお考えがもちろんあると思いますけれども、減収になった、なったというだけでじっとしているわけにはいかないのだと思っておりますので、何かお考え等が町のほうにありましたら、お尋ねをさせていただきます。

⑦になりますけれども、民主党政権というふうにも挙げて大きな変化があらわれてきたわけですが、こうなりますと、まだ発足したばかりですから、きのうの答弁等も町長さんありましたけれども、どんなものが出てくるのかということはもちろん承知して、わからない部分も非常にあるということとはわかっておりますが、まずは自主財源をどんなふうにも確保していったらいいのかというふうな考え方があると思っております。それを確保しないと、やはりますます改革も必要になりますしということと、また反面、町民への負担というものもかかってくるのかなというふうにも思いますので、このところはこういう策が、考えているようなものがもしありましたら、現時点の感覚でも、あるいは民主党政権になってからは、まだ発足したばかりですから、はっきりした答弁がいただけないかもわかりませんが、こんなふうにも確保して今までも来たというようなことでも結構ですので、お聞きをいたします。

続きまして、3番ということになりますけれども、里地里山の関係なので、すけれども、よろしくお願ひします。まず、これは自然の環境が保全されたり、

整備されたり、そのところを活用したりということで、非常に重要だというふうには認識をいたしております。これは、19年度に多分条例ができたというふうなことだと思っておりますけれども、まず公有地化した千手堂の小千代山の関係なのですが、これは貴重な町の里地里山としての保全が現在されておりますけれども、そういったことを踏まえてお尋ねをさせていただきますが、現在の保全の計画と整備状況なのですけれども、シルバーさん、あるいは営農さんとか、いろんなところ、あるいはボランティアさんとかという形で整備等はなされていると思いますが、今後もそういった形を整えていかれるのか、それと現在の整備状況はどうなのか、お尋ねいたします。

②になりますけれども、やはり保全整備だけでは、せつかくの里地里山ですから、まして町のもので、その活用が何かあったほうがよろしいと思いますので、まずはそういった活用の進め方をお尋ねをさせていただきます。

それと同時に、里地里山づくりには、寄附の募集規則というものも制定がされたと思っておりますので、これは寄附による参加の活動というふうに考えるというものなのでしょうけれども、現状につきましてはどの程度の寄附参加の方がいらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、④になりますけれども、金皿山の公有地化が計画どおりまち交のほうには22年度と考えているというふうに入っていると思いますので、これもその方向でしっかりと取り組んでいるとなれば、21年度の現時点でも半

年たっていますので、多少の進捗があるかなと思って、お尋ねをさせていただきます。

最後になりますけれども、今後の方向ですが、里地里山づくりの方向性と考え方についてお尋ねをさせていただきます。

以上、大きく分けて3点ですけれども、よろしくご答弁をお願いいたします。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おむね10分間。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時27分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に松本議員の質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 それでは、私からはナンバー1のまちづくり交付金の①、平成20年度の整備状況につきましてお答えいたします。

初めに、嵐山中央地区の道路でございますが、町道2-21号線A工区、町道1-15号線交差点改良、東原区4-5号線、川島49号線、町道1-14号線、菅谷東西線の6路線の改良工事でありまして、実施額は1億5,762

万 6,098 円でございます。このうち、東原区4-5号線、川島 49 号線につきましては完了をしております。次に、東原第2公園の整備につきましては 541 万 6,850 円で、完了いたしました。地域生活基盤施設として実施いたしました停車場線ポケットパークも 979 万 3,350 円で完了でございます。平沢土地区画整理事業へは1億 9,428 万 9,000 円を支出しているところでございます。平成 20 年度の中央地区の事業実施額の合計でございますが、3億 6,712 万 5,298 円でありまして、事業の進捗率は 28.7%でございます。

次に、嵐山北部地区の道路でございますが、町道広野 94・295 号線、町道2-7号線、町道古里7号線の3路線の改良工事でございます、実施額は 2,872 万 957 円でございます。このうち、町道2-7号線につきましては完了でございます。また、地域創造支援事業といたしまして実施をした給食調理場につきましては1億 329 万 9,000 円の支出でございます。平成 20 年度の北部地区の事業実施額の合計でございますが、1億 3,201 万 9,957 円でありまして、事業の進捗率は 10.4%でございます。平成 21 年度への繰越明許費といたしまして繰り越しました事業でございますけれども、町道菅谷3号線整備工事、これは 701 万 4,000 円、町道広野 94・295 号線整備工事 207 万 6,000 円、町道1-14 号線整備工事 2,546 万円の3路線及び平沢土地区画整理事業補助金といたしまして 8,071 万 1,000 円を繰り越しております。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まちづくり交付金事業の②について、広野2区の親水公園について進捗のお答えをさせていただきます。

まず、広野2区の親水公園につきましては、今年度委託設計を予定して、来年度事業を予定をしております。現在の状況ですけれども、委託設計の作業の準備中で、委託の内容としては、測量業務で沼の外周の路線的な測量、それから調査業務として地質調査、ボーリング調査等予定をしております。それから、詳細の実設計等を今年度予定をしております。それにあわせて、地元等の説明会、協議をしながら計画を練り上げていく考えでおります。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私からもナンバー1、まちづくり交付金について、②の(仮称)ふれあい交流センターの進捗についてお答えいたします。

(仮称)ふれあい交流センターの21年度の計画につきましては、施設的设计業務委託で、内容は勤労福祉会館の耐震診断、耐震診断の結果による耐震補強設計、それから施設の改修設計です。現在までの進捗の状況ですが、率にしまして約20%ほどです。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、私からナンバー1の②の信号機の関係等についてお答えさせていただきます。

信号機の関係でございますけれども、国道254号バイパスに設置する平沢、志賀の2カ所でございますけれども、大変お待たせいたしました、9月の14日の日に2カ所同時に稼働を始めたというような状況でございます。続きまして、道路、歩道の進捗の状況の関係でございますけれども、まず初めに生活道整備事業の関係でございます、嵐山中部地区についてちょっとお答えさせていただきます。この路線につきましては、今年度3路線を予定しておりまして、駅前深谷嵐山線でございますけれども、これにつきましては関係地権者と調整が済みまして、現在測量設計の業務を発注したところでございます。続きまして、町道菅谷3号線でございますけれども、これにつきましては今計画しております内容につきましては、警察の協議だとか、あと関係する地権者と調整を図っているというような状況でございます。続きまして、町道菅谷45号線の関係でございますけれども、これにつきましても地権者等、あとまた関係する地区と調整をしているところでございます。

続いて、北部地区の関係でございますけれども、この関係につきましては4路線ございまして、まず町道吉田300号線でございますけれども、この場所につきましても地元の説明会を行いまして、測量設計の業務を発注し

たところでございます、作業を今やっているところでございます。町道古里7号線につきましては、道路の工事を発注いたしまして、これは9月の4日の日に入札になりまして、発注済みになりました。稲刈りを待って、工事のほうに着手するというような形になっております。それと、広野 94・295 号線と町道越畑 158 号線の工事でございますけれども、この工事につきましてはもう設計済みまして、9月の 30 日の日に入札を予定しているというような状況でございます。

次に、幹線道路整備事業の関係でございます、嵐山中部地区の2路線でございます。初めに、町道1-10号線につきましては、道路工事を8月の18日の日に入札がございまして、発注が終わりました。現在準備、工事の準備工ということで行っているところでございます。町道2-1号線のA工区でございますけれども、これにつきましては説明会等を行いまして、今現在関係者と調整中というところでございます。

それと、先ほど1-3号線の関係が出たわけなのですけれども、これにつきましては 21 年度の計画ではなく、22 年度からの計画ということになっているわけでございますので、ご了承いただきたいと思います。

そういうことで、以上、おかげさまをもちまして計画どおり進んでいるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 ナンバー3の里地里山について、①、②、③についてお答えいたします。

①の小千代山の保全と整備の状況はということでございますが、千手堂小千代山の保全整備につきましては、平成19年度に3万7,028.86平方メートル、合計40筆を嵐山町が取得しております。その後、平成20年7月には、町条例による嵐山町里地里山づくり保全地域に指定し、それぞれこれまでボランティアで保全活動を実施してきた嵐山モウモウ緑の少年団からの使用許可申請に基づき、同条例による使用の許可を行っており、雑木林の間伐、落ち葉かき等の作業をボランティアで実施しています。年1回の下草刈りを実施するとともに、一部については議員の皆様によるボランティアでの下草刈りを行っていたところでございます。平成21年4月には、都市計画法による特別緑地保全地区の指定を行い、開発行為等を制限するとともに、今後永続的に緑地として保全していくことを法的に位置づけたところでございます。

続きまして、②の小千代山の活用の進め方でございますが、千手堂小千代山について、特別緑地保全地区の指定により、今後も緑地としての永続的な保全を図り、雑木林の維持管理を行うことで、国チョウ、オオムラサキの生育に適した環境を維持するとともに、指定地内に生息する希少な動植物の現況調査、保全活動の推進を図ります。また、現在整備している園路の適切な管理を行い、自然と親しめる、だれもが気楽に散策できるような

緑地の活用を図ります。住民参加による保全活動の推進については、嵐山モウモウ緑の少年団などボランティアによる活動を推進し、団体の活動時には一般の方々も一緒に参加できるような体制づくりを組み、新たなボランティアの育成に資するものとします。

③の寄附による参加制度の現状はということでございますが、平成19年8月より町規則により里地里山づくりの寄附を受けており、現在個人から寄附が11件、団体からの寄附が6件であります。平成19年度に35万5,208円、平成20年度、25万円、平成21年度、5万2,000円、合計65万7,208円となっております。寄附金による事業の実施については、現在のところ未実施の状況ですが、今後、町有地の間伐や下草刈り、ボランティアの保全活動に対する補助などに使用する予定でございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうから、まず1番の③についてお答えを申し上げます。

現在の財政状況から申し上げますと、なかなか単独事業を実施していくのは難しいのかなというふうに基本的に考えております。したがって、まちづくり交付金事業を行っております北部地区、中央地区にどうしてもやらなければいけない事業というのがあるとすれば、全体の事業費との関係もございますけれども、できるだけこの事業の中でプラスをして、できるものがあれ

ばやっていきたいなというふうに思っております。特に北部地区でアクセス関連の地元要望がちょっと取り残されているものがございまして、これは地権者の関係でなかなかコースが決まらないというような道があります。したがって、これらが一定の方向が出れば、追加をしてやっていきたいなというふうに考えております。したがって、どうしてもやらない事業がこのエリアの中にあるとすれば、この事業を利用してやっていくのがベストであるのではないかなというふうに考えております。

それと、大きな3番の4についてお答えを申し上げたいと思います。金皿山の公有地化について進捗は云々というふうなお話でございました。事業の予定は22、23年度という計画になってございますけれども、今地権者と交渉を進めております。当初予定していたより、そんなにお金がかからないのかなというふうに基本的には考えておりまして、したがって地権者の了解が得られれば、今年の北部地区のまちづくり交付金の内示が結構な額が来ておりますので、そこで対応ができれば、場合によったら補正で計上させていただいて、土地の買収のほうだけは今年度決まりがつけばいいのかなというふうに今考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、行革関連のお答えをさせていただきます。

職員適正化計画の現状と方向性ということでございまして、これは決算

委員会の中から、また昨日もいろいろお尋ねをいただく中でお答えをさせていただきます。同じお答えになって、また追ってしまうわけですが、お許しをいただきたいと思います。

現在の定員適正化計画の考え方でございますけれども、それは計画というのは18年から22年度を計画期間としております。そして、これもお話を申し上げておりますように、国が示した集中改革プランでは4.6%以上減員をしなければということでございます。しかし、全国の市町村の平均ではそれを上回りまして、7.9%の数字が示されております。嵐山町では、そうした中で、集中改革プラン及び市町村平均を上回る5年間で8.9%減ということ策定をいたしました。この策定をした時点というのは、思い返していただくとわかると思うのですが、大変嵐山町でも厳しい状況がございました。そういうものも踏まえまして、こういうような計画を策定した次第でございますが、嵐山町も平成11年の176人をピークに減少の傾向をしております。そして、これらの8.9%ということで大変厳しい、職員の人数が足りないのではないかとご指摘をいただいております。これもお話を申し上げますように、新しい計画を策定をしていきたい。それで、それには22年度以降5年間つくったわけですが、今度は10年、スパンを長く見ながら、それで退職者の数だとか、そういうようなものも踏まえた上で、新たな計画を策定をしていきたいというふうに思っております。それで、それには行政需要を当然考えて、町民サービスの減、低下が起きないように対応をとって

いきたいというふうに思っております。数字的には、数値を 130 人としておりましたのを 139 人、そして対 22 年度に比べまして 9.1%減ということで、これから大量退職を迎えておりますもの、そういうものにも視点を置きまして、新規採用を前倒しで調整を図っていきたい。ですから、ずっと平らに人数が減っていくということではなくて、ふえるときもあるし、なだらかなところもありますよというような形で、この計画にソフトランディングができるような対応を図っていきたいと考えています。

20 年度の改革と課題ということでございます。ご承知のように、お話にもございましたけれども、行革を進めてきているわけでありまして。それで、そんな中で、20 年度では特に新たな項目、事業の見直しというのではなく、改革は今までのものを継続をして行ってきたということでございます。それで、団体補助金に対する基準というものだけは新しく策定をいたしました。議員さんおっしゃるように、15 年度以降、政府の三位一体改革等が行われまして、地方財政非常に厳しい状況になっているわけですがけれども、16 年に私がお世話になってから、議員の皆様、住民の皆様のご協力を得ながら、こういうふうには経過をしてきているわけでありまして、その 20 年度におきましても人件費の削減、事業の見直し等は継続をしまいったわけでございます。

それで、改革ですから、スムーズに進む時期と厳しい、進みづらいところがあるわけですがけれども、今後も一番の原則、基本に置かなければいけないのは、当然のことですがけれども、行政サービスの低下が起きてしまつては

何にもならないわけでありまして。ですから、そのところをしっかりと基本を据えて、やるべきことはしっかりやっていかなければならないわけでありまして、それはやりながら、そしてどこどころが改革ができて、そしてそのところが財政面に寄与できるかということもしっかり見ながらやっていきたい。それには、課題として、きのうからも言われておりますように、職員のことを今もありますように当然あるわけです。何人いたらいいのか、大勢いればいるほどいいわけですがけれども、それには問題も起きてまいります。そしてまた、これもご指摘をいただいて、きのうありましたけれども、施設の問題というのがあります。人にかかわることですから、人がふえれば施設は狭くなる。それと、施設は年々、毎日毎日老朽化をしていくわけです。そういうものにどう対応していくのか。そして、それを新しくしていくというのは、少子高齢化、そして人口減という社会の動きがあるわけで、そういうものに将来的にどう対応とりながら、施設整備等も考えていったらいいのか。財政とのこともありますけれども、職員体制等も考えながら、そういう課題を越えていきたい、町民サービスを落とさないということを踏まえて考えていきたいというふうに思います。

人件費削減を町民にどのように生かしたかということでございます。議員さんもおっしゃってございましたけれども、ここところが減ったから、これに使えたよというようなこととはなかなか言えないだろうということで、そのとおりでございます。予算を全体の歳入がどれぐらいできるだろうか、入り口を

計算をいたしまして、そして必要なものについて歳出をしていく、そういうことでございますので、どこのところということではございませんが、そういうものは有効に町政の中に広く、深く、効果的に使われているものだというふうに思っております。

4番目、こども課、企業支援課を設置した現状と業務の効率化はということでございます。こども課につきましては、福祉、教育といった旧来の垣根を取り払い、子育てに関する窓口を一本化して、そして次代を担う子供たちが健やかに育つようにということで、この課をつくりました。そして、5カ月を経過したわけですが、町民から特に問題点の指摘を受けたことはなく、教育委員会が1階に移転をし、子供に関する窓口が一本化できたことに対して、おおむね好評と受けとめられております。また、内部事務に関しましては、教育、福祉が一緒になったことにより、就学時に関する情報のやりとりを行うことがやりやすくなって、改善がされております。また、福祉部門で把握している情報につきましては、週3日勤務の育児支援相談員が健康福祉課の事業に参加するなど、日ごろから連携を密にして情報の収集に努めております。そして、議員さんおっしゃっております、5カ月が経過していったのでございますので、今後そういうところのメリットというのをさらに発揮をして、町民サービスを向上させていきたいというふうに考えております。

企業支援課につきましては、喫緊の課題であります町内企業の移転問題、インターチェンジ周辺整備、また新たな企業誘致、こういうものをしっか

り嵐山町では取り組んでいますよということを内部でしっかりアピールができるように、そういうことを一番、外部に対して、嵐山町はこれだけ取り組んでいるのだということを外に対してアピールができるように、そういうことを一番の目的として設置をいたしました。外部で来る人、あるいは外部からの見方というものも、企業支援課というのが嵐山にあるのだなということで、ちょっと印象も違った形になってきているのではないかなというふうに思っておりますし、また設置をした職員もそういう中での仕事でございますので、外部に対してもやりやすい状況というのは当然できてきているというふうに思っております。これらの2つの課、今後大いに今までのメリット、よくなったところを発揮をしていただいて、今後の活躍を期待をするところでございます。

それから、5番目、町民課、税務課、毎週の土曜日開庁になって、どうか。それで、人件費と職員の負担ということでございます。開庁してということで、これも答弁の中に報告をさせていただきました。思っている以上の私は効果といいますか、町民に、来ていただく方が多いということは、それだけ町民に喜ばれているのではないかなというふうに思っております。そして、それらの中で利用していただく方から税金を納めていただくとかいうようなことも利便性が増したのかな、そういう形で喜んでいただけるのかな。想定を超えた金額をいただいております。大変ありがたいことでございます。

それらに対して、人件費と職員の負担ということでございます。負担についても、きのうお話があったかと思うのですけれども、税務課と町民課では

多少違いますけれども、責任をしっかりとくださいよというような話もありまして、管理職が出ていただく。必ず管理者がいる体制をつくってくださいということで、そういう状況になっております。そして、ほかの職員の皆さんも応援をいただいているわけですが、この数値の中で、嘱託員だとか再任用職員をお願いをしております、管理職の皆さん、そして職員の皆さんの今までの出勤状況を見ますと、管理職の皆さんについては年間で15から16日勤務ということで、今までよりふえております。そして、職員については年間10日から11日ということで、おおむね1カ月に1回あるかないかというようなことになっております。そういう状況でございます、大変職員の皆さんのご協力をいただいて、そして町民サービスが向上して、しかもそのところのメリットが大分出てきている。感謝をしているところでございます。

それと、人件費ということでございますが、今話しましたように、嘱託職員、嘱託員が2名、21年度は10日ずつ土曜開庁の勤務をお願いしております、この人件費が6万8,000円ということでございます。

それから、6番目、町民税、法人税の大幅な減税の対策とありますけれども、減収ですね。今大変この経済状況、きのうも話、ご質問の中で答弁させていただきましたけれども、今雇用の数字が大変悪い方向に出ているわけでありまして。それで、景気のほうも特別対策が日本で、また世界で同時に行われてきて、いい方向に向かってきているというような中で、業種によったり、いろんなものについて、なおなかなかそうではないよというようなこと、そうこ

うしている中で出された数字が、雇用は本当に今までにない悪い数字が出ております。そういう中で、この暮れに向けてどういう状況になっていくのか。きのう、おとといの公務員の人件費について、埼玉県の、このところの減の数字が出ておりました。そしてまた、人事院勧告がされております分についても、国、そして地方、大変な影響が出るだろうというふうに思っています。そして、新しい政権でもまた人数を減らしたり、人件費を減らしたりということでごさいます、内需拡大というようなことにどういうふうな影響が出ていくのか、大変危惧をしているところでごさいますけれども、そういう中にありまして、町民税というのは今年の、去年の年収が基準になりますし、今年の年収はまた次に行くわけですし、法人税もそのとおりでごさいます。ですので、法人税の還付は、今年予算を組んだものを超えて還付をしている状況でごさいます。そういう企業がどこまで改善、持ち直しをしていただけるか、全く不確定でごさいますけれども、そういうようなもの、それでそれらに対して減税の対策はどうかということでごさいます、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、そういうものを踏まえた中で、歳出をしっかり見直していく以外ないわけです。入り口に合った形の出口になるわけですので、それ以外ない。それには、必要なものはやらなければいけないわけですが、ちょっと我慢ができるものについては我慢をしていただく。そういうようなことでごさいます。それと、企業支援課というのは、そういう意味もあって、つくったわけでごさいます、企業の町内誘致、そして企業の中でのいろんな資

金需要、あるいは人の問題というようなことが企業支援課を通しまして、企業に応援ができれば、なお活性化が図れるか、そういうことも含めて対策をしていきたいというふうに思っております。

それから、7番目、国政が大きく変わったことを受けて、町の財源確保、そして今後の町民負担削減の考え方ということでございます。きのうからお話しておりますように、すばらしい内閣が組閣をされたわけでございます。きのうも申しましたけれども、たくさんの町民への約束事があるわけです。それらをしっかり実行していただく。ひたすらそれを思っているところでございまして、新しい政権ですので、期待が75%でしたか、そういうことでございますので、私はそれ以上に思っているわけですが、そういうものを期待をしているということでございます。

それには、削減の考え方とかとありますけれども、削減というのはちょっとどういうことなのでしょう。自主財源の確保ということですが、そういうような今までとも同じように税収を確保するか、あるいは新しくそういうものを確保するかということきりないわけでありまして、今話しましたように、企業支援課等を通して、あるいはそのほか嵐山町の中でスリムにできることについてはスリムにして、しかも町内サービスが落ちないような対応をとっていきたいというふうに思っています。

それから、ちょっと落ちてしまいましたが、5番目の件で、郵送の件がありました。健康がどうかと、職員の負担かかって、健康がどうかということと、

郵送がどうかということがあったのですが、これは調べてございませんので、郵送のほう、件数がちょっと上がっておりません。

以上でお答えとさせていただきます。

ごめんなさい。それから、裏側ありました。里地里山、大変失礼いたしました。里地里山づくりの方向と考え方というのがあります。これは、きのうからもこれもお話をしておりますように、全く考え方変わりはございません。ISOでご指摘をいただきました。ちょっと無駄な投資ではないかということだったわけですが、そうでないのですよということでお答えをさせていただきましたけれども、ISOの精神をそれ以上に自然を守り、環境を整え、緑と清流の町をつくりましょう。町民憲章のこの文章自体も、ほかのところの同じような内容を書いたものがあるわけですが、この格調の高さといえますか、そういうことと、この内容を、いずれにしたって基本に守っていくわけでありますので、いろいろな条例等、町でできているわけですが、これらをしっかり守って、またこれを厚くして、これからはつくっていくものはやっ
ていくということでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に松本美子議員の1回目の質問に対する答弁が終わっています。再質問をどうぞ。

松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、まちづくり交付金の関係なのですが、都市再生整備計画に基づいて、しっかりと取り組んでいるご答弁がいただけましたので、ありがとうございました。そのような方向でぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

1点だけ、すみませんが、私の聞き違いかも知れませんが、資料の調べ方が悪かったのかもわかりませんが、町道1-3号線の関係なのですが、これも、これ私、今年度からというふうに理解をしていたのですが、答弁の中では22年度からというふうな答弁がありましたけれども、確認の意味で、申しわけないですが、もう一度ご答弁、この件だけしていただければと思いますので、お願ひをいたします。

それと、工事の予定の期間内での、その中での調整というものもある程度はあるのでしょうか。先送りというか、あるいは入れかえといいましょうか、そういうようなことというのもあり得るということで、その2点、ではすみません。お願ひします。

それと、財政改革の関係なのですけれども、しっかりとご答弁がいただきましたけれども、1点だけになるかと思うのですが、土曜開庁の関係なのですけれども、これは郵送の関係のご答弁を町長からいただきましたけれども、請求があって、いろいろなものがきちっと整って、担当課のほうからもう一度送ってあげるということですが、このときに本人の、間違いはないと思うのですけれども、確認といいたいでしょうか、そういうものがやっぱり規則がきちっと決まっていて、あるのでしょうかけれども、それを、すみませんが、お尋ねをさせていただきたいと思っています。特に税務の関係もそうですけれども、町民課のほうでは戸籍の関係等がありますので、お尋ねさせていただきたいと思いますが、お願いします。

それに、里地里山の件ですけれども、小千代山のほうもしっかりと保全をしながら整備のほうも順調にボランティアさん、あるいはモウモウ少年団の関係、いろいろな方たちが協力をして進めていられるということですが、今後ここをもう少し多くの皆さんに活用、活用の方面では自然を守るということだけでなく、活用方面ではカブトムシとか、あるいはシイタケでしょうか、何かいろいろ事業等もやっておりましたけれども、今後そういった考え方が、せっかくのあそこは町の土地ですし、里地里山ということで、場所的にもいいですし、あるいは産直等もありますし、その辺の周辺の取り巻きながら、何か考え方というものがありましたらご答弁いただければと思っていますけれども、お願いをいたします。

それに、緑地の保全ということで、動植物の関係と言いましたけれども、申しわけないのですけれども、オオムラサキということはわかりますが、そのほかに動植物といいますとどんなようなものが自然の中にいらっしゃるのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

以上で、すみません。お願いします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず最初に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 町道1-3号線の関係でございますけれども、先ほど22年度からというふうにお話しさせていただきました。それは、22年度から計画しているということでございます。この当初の計画につきましては、平成21年、22年を計画していたわけなのですけれども、予算の都合等関係ございまして、1年送ったというような形になっております。

そうしますと、2問目の入れかえだとか、先送りだとかと、あるかということでございますけれども、その関係については、その予算の状況によって、多少入れかえだとか、先送りというのはございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、2番の郵便請求の関係でお答えをさせていただきます。

まず、議員さんお尋ねのありました、その中にも議員さんのほうからあり

ましたとおり、この郵便請求につきましては、法令、それから規定等に基づいて請求手続を行っております。まず、根拠になりますのは、戸籍法で申し上げますと、第10条の第3項というところに、戸籍謄抄本等の請求をする場合につきましては、郵便その他法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができるということになっておりまして、一般的な手続であるということでございます。

それから、本人確認の方法についてというご案内でございます。本人方法の確認につきましても、こちらにつきましては厳格に定められておりまして、例えば請求者が本人である場合、この場合につきましては、法令の中にあるのですが、1号書類、この1号書類というのはどういうものかと申し上げますと、写真付きの住民基本台帳カード、あるいはパスポート、あるいは運転免許証等、こういったものが1号書類でございますが、こういったものを請求の中に同封していただくということになっております。なおかつ、その送付先、こちらから郵送させていただく場合には、その請求者の所在地、そちらのほうに郵送させていただくという形になっておりまして、窓口請求に来られた場合と同様の身分、本人確認等の書類を同封していただいて、なおかつ所在地に送るというような手続になっておるところでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 里地里山の活用の件でございますが、一般の方々

も一緒に参加できるようなことをしていきたいと思います。広報紙等を利用して、それで呼びかけを図っていきたいと思います。

それと、動植物はどんなものかというふうなことで、私が先ほど希少な動植物と申しあげましたけれども、レッドデータブックにあります貴重なものがありまして、なかなか、オオムラサキもそうなのですけれども、あとはゲンジボタルとかありまして、それと植物につきましてはランの仲間があります。これは、特にここではちょっと申し上げにくいものですから、盗掘されたりしたら困るものですから、それでちょっと控えさせてもらいたいと思います。あと、カンアオイとか、そういったものがあります。

以上でございます。

○柳 勝次議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、すみません。1-3号線は、少し聞き漏らしてしまったのですけれども、理由が何かあったということで変更したということでしたか、答弁は。もう一度、すみません。そこは、やはり通学路の関係だったので、どうして、地権者ですか、何ですか、わかりませんが、先延ばしに1年もしたのかなとちょっと腑に落ちないといいたいまいしょうか、そういうところが少し、それなりの理由があったから、延ばしたのでしょうか、私にしてみますと、あそこはもう長年のやはり地元からとか、学校からもきちんと要望が出ていますよね。ですから、もう一度、すみませんが、私が聞き漏らしたのならすみません。何か理由を言っていたらよかったのです

けれども、申しわけないですが、もう一度、すみません。

それと、郵送の関係で、申しわけないのですけれども、戸籍の関係が特にひっかかりますが、そういった自分自身のことの証明をできるものの一緒に同封をしてということですが、これはパスポートとか、運転免許証とか、保険証とか、そういうものなのかもしれませんが、そういう答弁でしたけれども、そうしますとコピーのものでもいいということになるのですか。もうそれで本人が確認、コピーでしたらばできますかというふうに、申しわけないですが、言わせていただきます。でも、それは書類的なものがそろってあればいいのだと、そういうことにつながって、考え方でよろしいですか。ちょっと言葉が強いのですが、申しわけありませんが、お聞きします。

それから、里地のほうの関係なのですから、蛭とかランとかということとは私も承知していましたが、ここにそれ以外で、公園化という少し言葉がわかりません、する可能性があるかないかわかりませんが、ほかのものを植物を少し植えて、ハイキングコースでしょうか、何かそういったほかの活用にも考えがありますかというふうに聞いたかったのですが、もう一度、すみません。お願いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず最初に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 1-3号線の関係でございますけれども、予定だ

と21年度から始めるというような予定でいたわけでございます。実際には担当課とすれば、21年度から始めたいなというふうに考えていたわけなのですが、21年度の予算作成の段階で、その辺のところ、その予算までちょっと届かなかったというところなのですけれども、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、そういったものが仮に悪意でパスポートが偽造されたとか、あるいはそういったことで請求があった場合に、町はそれが判読できるかというふうになりますと、これは判読はできるということとは言えないと思います。ただし、それが偽造で、悪意で出されたものだということが仮に判明した場合は、当然それは偽造したことがまた別の犯罪になるわけございまして、ただ手続上は町としては善意で解釈をし、法にのっとった手続で行うしかないというものでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 小千代山につきましては、特別緑地保全地区ということでございまして、特別緑地保全地区というのは、都市の無秩序な拡大の防止に資す緑地、都市の歴史的、文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、育成地となる緑地等の保全を図

ることを目的とした公園化、一般的に言われる公園化とは違うかなというふうに考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 安藤 欣 男 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日3番目の一般質問は、第11番議員、安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○11番(安藤欣男議員) 第11番議員、安藤欣男。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は、2項目にわたって大きくは質問させていただきますが、よろしく願いをいたします。

まず、農政についてでございますが、嵐山町には4つの土地改良法に基づく土地改良区がございます。この土地改良区それぞれ維持管理計画書というものを作成をし、それを持っているわけでございますが、これは改良区が運営するに当たりまして、一番基本となる賦課金の徴収に対しまして、その裏づけとなるものがこの維持管理計画書でございます。ただしかし、変更が生じてきているところも幾つもあります。この変更手続の必要性が生じて、維持管理計画書の変更手続そのものが大変高額な費用がかかるために、県で検査、指導、改良区は県の検査が入ります。指導も受けるわけでご

ございますが、そのたびごとに、これはどうなっているのだというような指摘も受けるわけでございますが、なかなか指摘を受けても、そのうちやりますからというようなことで逃れておりました、なかなか実際の対応ができないというのが実情でございます。この費用負担の軽減策をどうやったらいいかということもありまして、町が何とか軽減策についてお考えがあるかどうか。また、町の職員がこの作成業務を行うということも一つの方策であるとも思いますが、これらのことにつきまして、見解をお聞きしたいというふうに思います。

次に、教育行政についてでございますが、今世の中は大変殺伐としたことといいましょうか、親が子供を虐待、あるいは子供が親を殺すというようなこともマスコミ等でたびたび見たり聞いたりするわけでございます。特に学校現場でもさまざまな問題が起こっておりますが、この解決の糸口としては、家庭教育が何としても基本だというふうに叫ばれて、これ久しいわけでございますが、現状の学校現場での模様等々を踏まえたときに、家庭教育についてどうやっておられるのか、また重要性というものについて、今どんな見解をお持ちでございますか、お聞きしたいと思っております。

それから、2番目でございますが、学校現場といいましょうか、いじめ、あるいは不登校の問題に対して、学校ではさわやか相談員制度が実施されて、本町でもさわやか相談員を置かれております。ただ、家庭教育につきましては、さわやか相談員も何か保護者との相談にも当たっているというふうには聞いておりますが、今や家庭教育そのものの相談ができる、その家

庭教育相談員、仮称でございますが、そうしたものを設置して、保護者が気軽に相談できる仕組みが必要ではないかと思うのですが、これについての見解と、設置するとすればどんなことができるかというようなことをお聞きしたいと思います。

以上、大きくは2点でございますが、よろしく願いをいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 1番の農政につきましてお答えをさせていただきます。

なかなかいい答えができなくて、申しわけないのですけれども、まず町のほうで支援等ができるかということなのですから、今の町の厳しい財政ではなかなか難しいのかなというふうに思います。

それから、町の職員が作業ができないかということなのですから、これについても計画書の作成内容等を見ますと、技術的な内容がほとんどで、なかなか今の現在の職員体制では難しいのかなというふうに考えます。

それから、維持管理計画書の関係ですけれども、東松山農林センター管内で20の土地改良区があるわけなのですから、そこで、どこも同じような指摘をされているということなのですから、それで今事業的に始まっているのが吉見町で1カ所、作業のほうを始めているというふうに聞いております。そんなようなことで、また土地改良の連合会等に、安藤さんも理事

長さんでメンバーになっていますので、町と一緒に働きかけをしていただいて、助成制度が得られるか、その辺で協力を、町と一緒に協力していただいて、対応ができていければいいかなと思います。ちょっといい返答でなくて、申しわけないのですけれども、よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 最後に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、大きな2番目についてお答えというか、お尋ねは見解ということですが、私とすれば一番嫌な、嫌なというか、家庭教育、しつけについて十分できていない人間が家庭教育の重要性、あり方というのは非常に、一応申し上げます。

学校現場のさまざまな問題、児童生徒のという切り口でありますけれども、ほとんどの子供たちは学校生活に意義を見出し、目標を持って学校生活を送っている。しかし、ほんの数人がやっぱり行き過ぎた問題行動、反社会的行動をとっている子供たちもいると。そのことが議員さんは、家庭教育との大きな関連があるのではないかというお話であります。

現在の家庭教育に関する現状をどうとらえ、重要性というときにやっぱり幾つかの視点で家庭教育というのをとらえていかなければいけないのだろうと。1つは、子供を取り巻く社会環境が変化していると。いわゆる少子化、核家族化、情報化、グローバル化の社会、それから地域の連帯感の希薄化、こういう中での家庭教育をどう見るのか。2点目の視点は、子供の問題行動が変わってきていると。特に規範意識の低下であるとか、基本的習慣の乱

れという、いわゆるしつけに関して、それも極めて幼少時からのしつけにかかわる親のかかわり方に起因するような傾向が非常に強いということ。それから、3点目の視点は、家庭、親ですけれども、の状況、あり方、これが変化、多様化しているということ。例えば親子関係であるとか、夫婦関係であるとか、しつけの関係であるとか、親の子育て観であるとか、教育観とか、生き方の価値観、これが非常に多様化していると。そういう中で子供の教育、しつけのあり方を見ていかなければいけないのだろうと。

どの親も子供を授かって、我が子の健やかな成長を願わない親はいないというふうに思います。そういう中で、やっぱり数人の子供は年齢不相应な反社会的行動、問題行動を起こす。その場合、その子供の行動、その子供のみを責めることは、私はできないのだろうと。振り返ってみれば、極論を言えば、ある意味では親の子育て、しつけのある面では犠牲者ではないだろうかと。あるいは、学校や、含めて家庭や地域、そして社会全体がそのことにどうかかわれなかったのかという、そういう問題も提起されるのではないかなというふうに思います。

教育委員会では、3年前に社会教育委員会議で2年間かけて、子供たちの健全育成を図るための地域、家庭、行政のかかわり方について議論していただいて、答申をいただいた中で、家庭のかかわりと果たす役割、子供の健全な成長、そのことについて幾つか提言をいただいております。1点は、親が子にかかわるかかわり方について、やはり幼児期から限らない親の愛

を注いで、よいことは褒めて、悪いことは厳しくしかると、そういう親の毅然とした態度が必要であろう。愛情と称した過保護や過干渉、あるいは自由と称した放任、こういうものはどうなのだろう。それから、やはり親が親となるべき、果たす役割について考えてみましょうということで、何点かご提言いただいた。1つは、親はやはり子供の見本となる責任がある。それから、親としての学びも、学ぶ必要もあるだろう。積極的な地域参加、そしてさまざまな活動に参加するという提言いただいたわけですが、尽きるどころ、それがすべてうまくいかない、そういう状況がある。それは、少子化の中で、あるいは核家族の中で、地域との連帯感、そういうものが希薄化していく中で、あるいは共働きをする状況の中で、あるいは身近に親となるお手本となるべき人、相談相手、あるいは親同士の交流の場、活動の場、時間、そういうものがなかなかとれないというわけです。さまざまな課題があるのだろう。

そういう中では、やっぱり家庭だけではなくて、地域社会全体を含めた子育てへの支援というのが最終的に必要なのだろうというような議論に終わったわけでありましてけれども、私ども家庭教育という言葉は余り使っていないのです。やっぱり家庭のしつけという、子供は家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つということをよく申し上げますが、いろんなお話をさせていただく場合に、親と子供の成長について3つの視点で私は申し上げているのですけれども、1つは、親が我が子に残すことのできる最大の財産はしつけであると。どんなにお金を残しても、どんなにすばらしい家を残しても、それはや

がて朽ちてなくなるだろうと。やっぱりしつけだけはその子が親になった場合の生きる道しるべになるだろうということ。そういう面ではしつけは親の最低の責任だと。「躰」というのはとてもいい字なのです。2つの字がありますけれども、左に身体の身を書いて、右に美しいと。これは礼儀作法、身のこなし方、処し方で、もう一つは裁縫だとかでしつけ糸、しつけということ、これはやっぱり本格的にやる前に仮縫いというか、基本中の基本という、こういう言葉はやっぱり大事なと、意味のある言葉だと思います。

2つ目は、親のあり方についてこんなことを申し上げています。親は、子供にとって最も身近な大人であって、生き方のお手本である。生まれて初めて出会う先生である。だから、幼児期における家庭、親のあり方は、その子供の成長に大きく影響するものである。やっぱり子供は親の背中というか、親の姿で学ぶ。学ぶというのは、まねをする、まねるとも言われますけれども、そっくりそのままなってしまうのだろうと、言葉遣いだとか礼儀作法、そのまままねるといふ、そういう意味では親のあり方と。

3点目は、親子関係ですけれども、実は親が子供の成長にかかわることのできることはできるのは、ほんのわずかな期間である。だから、子供とともに触れ合いを大事にしよう。その触れ合いは、内容も大事だし、時間も大事だということ。やがて親は親離れしていき、子離れしていくと、子供が子離れしていくには何かお土産を持たせたい。それは、やっぱりしつけしかないのだろうと。やはり家庭教育の原点というのはしつけであるのかなというふうに

考えております。

それから、気軽にそういう子育てに悩んだ場合の相談について、家庭教育相談員を設置するというお話ではありますが、そのようにできればいいなど思うのですが、実は嵐山町でも、あるいは学校でも、埼玉県でも、いろいろな子育て相談、あるいは家庭教育についての相談、たくさん設けています。さまざまな研修講座もあります。しかし、来ていただきたい方、来てほしい方はなかなか来ていただけないという、そういう現状があります。したがって、そういう新たな形の家庭教育相談員という設置もさることながら、今のたくさんある相談体制を継続する中で、来ていただきたい方、来てほしい方にどう働きかけるのか、相談の方法、相談の内容、運営等を工夫していく必要があるのかなと考えております。

いずれにしても、家庭教育を行う資格とか、免許とか、そういうものはないわけでありまして。そういう意味ではやはり子供は家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育つという言葉がありますけれども、キーポイントはやっぱり地域なのだと思います。子育てしているご夫婦は、やっぱりその地域に住んでいる。地域というのは人と人とのかかわりである。そういう中で、やっぱり地域というのは子供の生きる力をはぐくむ学校であって、地域の人みんな先生なのだと。ならば、やはり地域の中で子育てをしている皆さん方をどう巻き込んでいくか。やっぱりさまざまな地域で、私もいろんな立場上、盆踊りだとか、夏祭りだとか、いろんな地域の行事にお招きをいただきます。本当

に各地区、子供を巻き込んだ行事、活動を展開しております。こういう中に若いお父さんお母さん方が子連れで入っていけるような、そういう地域の土壌づくりがまさに相談、気軽に相談できる条件ではないかなというふうに思っています。よく町長さんが地域経営ということをお話しされますが、まさにその言葉どおりではないかと思えます。

ちょっと話せば、あと2時間ぐらい欲しいわけでありませうけれども、またあれでございますので、私は基本とするところは、家庭教育の基本とするところは、その見解ということですから、やっぱり親と子供を、教育というのは教えはぐくむわけですから、あれをしなさい、これをしなさいという教えるのではなくて、育む、育てる、教え、育てる、はぐくむという教育、それから親と子供がともに影響し合って成長する響き合う影響の響である響育と、それから親と子供がともに育っていく共育でありたい。それから、ご夫婦仲よく協力し合える協育でありたいと。ちょっときざなことを申し上げましたが、私はどっちかというと狂うほうの狂育かもしれませんけれども、そんなことのないように努めてきたつもりであります。結論的に申し上げますと、どの親もやっぱり悩み苦しんでいると思えます。そういう意味では、どなたが相談相手になってもいいのかなというような気がします。見解みたいなことを申し上げさせていただきました。

○柳 勝次議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) それでは、再質問をさせていただきます。

維持管理計画書の件につきましては、なかなか財政の厳しい中で難しいのだという、残念ながらそういう答弁をいただいたわけですが、この件につきましては、当然私どもも自分のところも関係がありまして、実はうちの改良区は、総会の議決をもちまして、この事業に取り組むということで事業計画を立てておりまして、既に委託先にもいろいろ協議をやっているところでございます。これは県に対しても、県はうちだけ来られても困ると、県としても何らかの手当てをしてほしいということは申し上げてもおりますし、土地連のほうでもこの件については県のほうにも申し上げるということにはなっておりますが、なかなかどこも財政が厳しいわけですから、はい、そうですかということですぐ取り組むという状況ではありません。しかしながら、そういうことだからということで、くどいようですが、これの対応できずに延び延びになっているということもご承知おきいただきたいのです。

今土地改良区それぞれ、先ほど申し上げましたように賦課金をいただいて、それで運営をしております。償還金があるところもちろんございます。そうは言いながら、貸してしまう農家がどんどんふえてきている。自分で行っているときには土地に対する愛着心もありますから、改良区に対する親近感というか、自分の組合だということも感じるわけですが、貸してしまっていると、ただ賦課金を掛けている。その賦課金の徴収、賦課金の納入の義務というものが希薄になってくるのです。なものですから、賦課金を払わない、そういう組合員が出てくる。現在もありますが、再三私どもも

お願いをして、理解をいただいて、努力をしているわけですが、このもらえなくなる状況というのが今後大きくなるのです。その賦課金を課すための、総会で課すわけですが、理事会、何を根拠にこれを課すのですかという裁判になったときに、対抗措置にならないというようなこともあるのです。なものですから、国のほうもこれはちゃんときちんと持ちなさいということでございます。

私どもの改良区は何でやったかといいますと、これはやらざるを得ないという私の判断でリニューアルしたものですから、前にやった維持管理計画書ではどうしようもありません。そんなものでお金にはかえられないということで行っておりますが、なかなか1年ではできない。2年、3年かからざるを得ないのですが、受けるほうでは1年では足らないと、こんな状況を感じております。

中部にしても、北部、北田土地改良区にしても、やらざるを得ない部分があったり、それが、では変更したいというものがあつたのですかというのを聞いておりますが、変更手続にお金がかかるということになると変更はできないということで、新たに区域に入りたいというところが入れられなくなったのです。こんな状況が起こっているのです。その辺は、ご認識をいただきたいのです。課長はよくご存じだと思っておりますが、軽減策についても町の厳しさがありますが、町からも県のほうにも町としての考え方、改めて県のほうにも出していってもらうのがいいかなというふうに私自身は思っております。そ

の点について見解をお聞きしたいと思います。

それから、この設立当時、ではどうしたかといいますと、職員がつくったのです。県営事業だと県の職員がつくりますが、町でこの改良区を設立するときには町の職員がつくった。寝ずにつくったということも聞いておりますが、本当に努力をしてつくった。私は、今の職員、課長は難しいと言いますが、私は嵐山の職員の力量ならできるというふうに思っています。それは、専門の指導を受けながらやればいいわけですから、できないという理由がちょっと、それは能力ということではなくて、仕事の分担が大き過ぎてしまうから、できないというふうに答弁しているのだと思うのですが、それは仕事の分担というものがそれぞれあるでしょうが、この策定業務をするというのはそんな長い時間、1年も2年もかかっているわけではありませんから、集中的にやってもらえばいいわけですから、それは職員の融通も町のほうできかせてもらえば、私はできるのではないかと思うのですが、この件については、課長さんでは無理でしょうから、副町長なり、町長なり、答弁をいただければと思います。

それから、教育長さんからは、いろいろ家庭教育についての持論をお伺いをいたしました。さすが教育長さんだなというふうに思っておりますが、家庭教育というのは、本来であれば、子供は親の背中を見て育っているわけですから、親がきちっとしていれば、親というのは大人ですが、きちっとしていれば、それはあえて家庭教育、家庭教育と騒がなくてもいいわけなので

す。しかしながら、昔からこの家庭教育というのは、自己啓発というものも含めて、いろんな団体がやってきたというふうに思っております。特に私ども子供のころには、親たちが婦人会というものがあつたのです。婦人会というのは、地域で婦人会がありまして、子育て中のお母さんたちが入っている団体です。この人たちが、ご婦人が集って、いろんな話し合いをする中で、みずからを高め、また子供の悩み事なんかも聞けたと思うのです。ただ、今は嵐山町にもそういうものは菅谷婦人会のみ、各地区にありません。

あとは、社会教育団体で私ども、自分のことは今あれですが、これは文科省の補助団体で財団法人修養団というのがあります。これは、社会の浄化をするために、105年もこの団体続いているのですが、愛と汗を大切にすることを目標にしておりまして、今その団体は3つの種まき運動というのを進めている。何かというと、こんにちはという触れ合いの心を持つ。どうぞという譲り合う、人に対して譲り合う心を持ちましょう。ありがとう、感謝の心。この3つの幸せの種まきを広げていきましょうという運動をやっておりますが、ただ残念ながらこの団体、メンバーも高齢化しておりまして、子育て中の若いお母さん、一番大事な子育てのお母さんたちがこういう団体にはなかなか入ってこない。みんな忙しいです。自分が働かなくてはならないから、忙しい。しかしながら、そういうことですから、ますます若いお母さんたちの横の連携というものがなくなってきて、お互いに学び合う社会がどんどん遠のいていく。しかも、核家族化、それから核家族化というのが一番問題でしょ

うが、そういう形の中で今あります。

ですから、教育長さんおっしゃいました、子供が学校で幾人かの子供が悪い子供がいて、そのために大変な学校問題が起こっているということでございますが、さまざまな問題のもと、確かに私もPTAでおったこともありますが、子供は親の犠牲なのです。教育長さんおっしゃるように、子供は親の犠牲の中に問題を起こすような環境、人間になってきてしまう。それは気の毒。これを、ではどうやって対応したらいいかということでございますが、教育基本法の改正が行われまして、その中にもあえて家庭教育の問題が大切さというのが入ってきております。そういう社会になってきたのだと言えばそれまでであります。では家庭教育の大事さというのが教育基本法でも叫ばれてというか、改正されて、それで嵐山町でも親が親として育ち、力をつけるための学習というのが始まりましたね。こういうことをやらざるを得ない時期に来たのだというふうに思っておりますが、親が親として一番大事なことを知らずに親になってしまったという状況しかないというふうに感じるのですが、この親が親として育ち、力をつけるための学習というものを私はもっと力、学校の中で、あるいは社会教育の中でもいいと思いますが、もっと、今やっているのですが、もっと組み込んでいく必要があるのではないかと思います。この報告書を見ると、各学校でやりましたと。第1回目は、各校ごとに2学期の授業参観、学級懇談会の後に親の学習講座を設定し、参加者の話し合い活動を中心に進める参加型学習をしました。そうは言いながら、

やったことはよかったですと思いますが、好評でしたが、1回目 76 人、2回目は 20 人参加と、こう各校出ているのですが、この1回、全体の学習の各学校の参加者がこういうことだったのかどうか、その点についてはちょっとお聞きをしていきたいと思います。

親が家庭教育の大切さというものの認識が今の母親等にあるのかどうか、その辺を心配をするのですが、教育長さんは今3つおっしゃってくれました。それぞれ確かに大事なことでございまして、それがきちっとできれば、家庭教育の心配はないわけですが、そうは言いながら家庭教育をしていかななくてはいけない。最終的にはさまざまなあり方があるけれども、親は妊娠するとすぐ、親になるわけですから、そういう段階ごとに教育をする何かシステム的なことが考えられないかどうか、その辺につきましてもお伺いしたいと思っています。

地域社会が子供を育てるのだというふうなお答えでございしますが、学校応援団等々で確かに学校現場の中での対応はできておりますが、では地域社会で家庭教育の問題についてどうしたらいいのかということになると、ちょっと私なんかもわかりにくくなってしまいます。地域で自分たちの子は社会の宝だからということで、地域でいろんな問題があるところに参加を呼びかけて、参加をしてもらうということだけでいいのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

あと、2番目の、長くなりますが、家庭教育相談員というのは、私は各学

校ごとに、学校ごとに2人ぐらいずつ、先生と協調できて、問題のある家庭に、あるいは保護者に会って、それで相談に乗れる、そういう制度ができないかなというふうに思っているのです。これは、ただ相談員で、この人がと決めた、公表してもしなくても、その辺はいいのだと思いますが、先生が保護者に会うのと、第三者が保護者に会っていろいろ相談に乗るのとでは感覚も違うと思うのです。今さわやか相談員が保護者とも相談をしているということですが、独身の方が多いのではないかと思うのですが、親の経験のある人、そういう方がこの相談員になっていただいて、することが最もベターではないかな。それによって、問題が起こっている家庭、それとの個別的な接触ができる、そういうものを、制度がいろんな制度があるから、それに対応していけるということですが、私はそれはまた別な問題でありまして、確かに子供の相談に乗る児童相談所とか、いろんなものはあるのだと思うのですが、それだけでなく、もっと気軽に話せる、あるいは先生がその相談員としてもっとよくコミュニケーションがとれる、そういう人を私は適任者はいると思うのです。こういう方こそ、ボランティアでは大変だということになれば、何か制度があればいいかなと思うし、これは県だってさわやか相談員制度をつくったのですから、埼玉県でもこの家庭相談員みたいな制度ができれば、なおいいのではないかなと思っているのですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 維持管理計画書との関係ですけれども、改良区さん等々とよく相談をさせていただいて、県のほうに要望していくような形で考えていきたいと思います。

○柳 勝次議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 2点です。1点目の家庭教育等についてですが、親子の話ありましたけれども、初めて昨年実施しまして、これは県の方針で5年生の保護者というセッティングがありまして、やってみたところ、それでは遅いということで、今年はまだ就学前の全員集まる機会ということにセッティングをいたしました。やはり親でも来ていただきたい方はなかなか出席されないわけですから、何らかの働きかけをする。ならば、新入学の説明会に皆さんが来るときに、学校で全員対象にするとか、幾らか方法も改めております。

それから、地域でやっぱり限度があるのではないかというお話でしたけれども、そのとおりだと思います。地域で何が家庭教育に支援ができるかというのは、先ほど申し上げましたように、やっぱりその親たちも地域に住んでいると。地域には、お話ありますように、子育てのベテランもいますし、やっぱり地域の方とのかかわりで生きていくわけですから、やっぱり毎日の子連れのお母さん方にちょっと声をかけるとか、子供に声をかけるとか、そういう土壌づくりの中で、困り事の相談なんかもできるような土壌ができてくるの

ではないかなと。1回の親子だとか、1回の講座だとか、そういうものを聞いて、参加して、解決できる問題ではないと思うのです。だから、そういう地域づくりというのは、私は大事かなというのはいつも思っているわけです。実際私なんか孫がいて、やっぱり嫁さんが道路を連れて歩くと、ほとんどの人は何か声かけてくれるのです。親ではなくて、その子供に。そういう触れ合いというのは、やっぱり地域づくりしかないのかなというような気がいたします。

お母さん方もやっぱり忙しいであるとか、やっぱり親となるいろんな資質のこともお話し申し上げましたけれども、やっぱり親となったからには、親自身の責任というか、自覚において、やっぱり地域の中に入っていくということもこれまた大事だと思うのです。昔のように、修養団の話ありましたし、婦人会の話もありましたけれども、そういうシステムもないし、また地域の方が悪い子供をどなるような、そういう場面も少なくなったと、そういうのをもう一回取り戻そうということだと思うのです。

教育基本法の話がありましたけれども、戦後60年たって、初めて教育の憲法である教育基本法が改正された、その中に家庭教育という条文が入ってきたこと自体が私なんか実に寂しい話であります。その教育基本法には、保護者は子の教育について第一義的責任を有すると、当たり前のことなのです。ところが、当たり前のことが当たり前ではないことを特にうたわざるを得ない社会ということを見た場合、やっぱり子育ては、親はそれは第一

義責任ですけれども、将来の日本を担うであろう子供たちを社会全体で何とかしなければいけないというのがこの法律の条文の裏にあるのではないかと思います。その中で、いろんなシステムというのをつくるのが必要ですけれども、やっぱり子育てというのは、これをこうしろ、こうしろという上から目線ではなかなかできないものがあると思います。ですから、とりあえず親をやってみたりとか、それからいろんな地域の方々に、区長会でもお願い申し上げているのですけれども、子育て中のお母さん方に声をかけてください、お誘いしてくださいという、そういう地域づくりを教育委員会の立場でもお願いしているわけであります。

それから、さわやか相談員、親からの相談も受けれるようなシステムに変えたけれども、なかなか数がふえません。これも相談を受けてもらいたい人がなかなか来ていただけません。そうすると、出向く相談となります。そうすると、一定のシステムづくりが必要である。そうした場合に、いろんな人間関係、プライバシーの問題、信頼関係等々ありますので、この辺についても先ほど県というお話ありましたけれども、県に相談してみます。こういう提案があったということは。ただし、やっぱり私は今ある中で、子育て中の親をどうやって地域がやっぱり声をかけていくか、そこからやっぱり始まっていくのかなという気がしております。

答弁にはならないかと思いますが、見解を述べさせていただきました。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 改良区の問題で、大変大きな問題を提起をされたわけでございます。改良区の総会に出席させていただいて、それで維持管理、これにもう一番大変なのだと。機械は古くなってくる。そして、圃場、整備をされた圃場が崩れるということはないですけれども、最初の整備の状況でなくなってくる。そういうようなものを整備をされたような状況に戻しながら、農業をやってくださっている人は取り組んでいただいている。それは聞いております。

それで、今話を聞いても、本当に大変だなと思ったのは、嵐山町に担当がつくったか、何がつくったかわかりませんが、嵐山町における農業政策の今日的課題という一番根本のものがあるのです。それで、地方自治体の現状と課題ということで、1番に書いてあるのが遊休農地の活用なのです。それで、これは、その下の段のところに書いてあるのはどういうことかといったら、担い手への集積ということなのです。要するにやれる人のところに農地を何らかの形で集めるような形がとれなければ、あっちこっち散らばっていて、こっちがだめになった、あっちがだめになったといったら、今農業をやっていたその優良農地がもうすぐ耕作放棄地になってしまうわけです。ですから、いかに優良、耕作放棄地をどうにかしなければいけないということはあるわけだけれども、その前に今の優良農地を今のまま維持をしていくということがなければ、これは耕作放棄地になってしまうわけですから、そういうことだなというふうに聞いておりました。

そして、今度の連立合意の中に、戸別補償を実施をして、農業を再生をさせるというのがあるのです。戸別補償をする。要するに生産価格と販売価格と差ができたところは、一定のこの部分からマイナスになってしまった部分については国が面倒見ますよということだというふうに説明を聞いております。そういうことをやって再生をしていくというふうに。しかし、今新聞で書かれている内容の中に、遊休農地ではなくて、農地を集約化する関連予算というものが含まれているのです。それで、そのところはまだ割り振りができていないから、引き上げるという話が出ているのです。これは吸い上げる。一たんやるというふうに政府で決めたわけだけれども、それはそうではないよと。これほかのところはどうする、見直しということですから、どうなるかわかりません。また同じように出てくるかもしれませんけれども、一たんそういうものがなくなっている。要するに国では今何を一番必要かといったら、その耕作放棄地を、国を挙げてそのところにお金をかけてくるわけだけれども、それと同時に、優良農地を優良農地のまま持っていかなければいけないわけです。ですから、そういうふうなものの予算が引き上げられたりなんかしたのでは、なお今まで以上いい方向には行かないのは目に見えているわけです。ですから、そういうものについては、これから農業をやっているこの地域の、嵐山町の首長としては当然ですけれども、農業をやっている皆さん方、それと町を挙げて、そういうものに対していろんな形で取り組んでいかなければいけないなというふうに思っています。

それで、解決策というと難しいことになってくるということなのですが、今答弁の中に、職員ができない、その内容に、技術的な内容がほとんどなので、できないということなのです。それで、議員さんは、そんなことないよという話なのです。ですから、どこからどこまでなのかわからないので、これは勉強させていただきます。それで、問題は、そういうふうにはできない、できないということで、できない形でいった場合には、優良農地が、何度も言いますけれども、耕作放棄地になってしまうわけですから、そうすると今以上に金がかかるということは間違いがないわけなのです。もとへ戻すのには。ですから、やるとしたら今やっていかなければいけないというのが一番です。

それで、これが一部の土地改良区だけの問題ではないと思うのです、このことというのは。改良区全体、全体というのは、埼玉県の問題ではなくて、日本の国土をどうやって守っていくかという根本の問題なのです、これは。ですから、そういうことがもうできないわけです。県だって、農業関係の職員、今年2けたの人数が減ったということです。そういうような状況の中で、市町村がどこまでできるかということになるわけですが、どこかが、だれかがやらなければ国土は守っていけないわけです。そういうのが一番わかってきているというのは、実際は農業をやっている地域の人でないとわからないわけです。ですから、そういうのがわかっているこの嵐山町では、できる対応はしっかりやらなければいけないというふうに私は思います。

それで、できないと言うのは簡単なのですが、それならどうすれば

できるかという視点で、もう一回今言った技術的な問題が本当にだめならだめです。だけれども、どうすれば、どういう人がどういうふうにつけばできるようになるのか。それで、お金がどういうことでだめなのか。そういうことをもう一回真剣に考えて、それで優良農地が耕作放棄地にならないように、そして耕作放棄地が、土地が集約できて、優良農地になるように、嵐山町の農地がしっかり、ご先祖様からお預かりした状況がまた次代に送れるように、そういう対策をしっかりと、今こそしっかりとやっておかなければいけないと改めて感じました。

そういう中で、策定計画の変更手続きが大変お金がかかるということを改めてわかりましたので、その軽減策というのは具体的に話ができなくて申しわけないのですが、1つには2年、3年かかって改良区でやれるのが1年ではなければだめよということであるとすれば、2年、3年かけてやる分のところの、もう1年でやってもらって、それでその間土地改良区で3年かかって負担金なりなんなりが集まるとしたら、その分のその間のことが町ではできないか、あるいは県ではできないか、ほかの農業団体ではできないか、いろんな考え方というのが出てくると思うのです。金がないのですから、知恵を使って、汗をかいてやれるように、もう一度しっかりこれ考えてみたいと思っています。

○柳 勝次議長 長くかかりますか。一般質問の途中ですが、暫時休憩い

たします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時53分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に安藤議員の再質問に対する答弁が終わっております。再々質問どうぞ。

安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) それでは、再々質問をいたします。

農政につきましては、町長のほうから極めて大事なことからということで、検討するようなご答弁がいただきましたので、力強く思っておりますが、いずれにいたしましてもこの問題、土地改良区を解散すれば、これは維持管理計画書も要りませんし、問題ないわけですが、そういうことがないほうがよろしかろうということの中でやっているわけでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、教育行政についてでございますが.....

〔何事か言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) 脅しているわけではないですよ。別に水利組合だって、つくれば、そうやってできないわけではない。ただ、それよりも改良区

があったほうがいいたろうという認識を新たにさせていただくことの発言をさせていただきました。

教育行政につきましては、教育長さんからご答弁いただきましたが、ただ1点、親が親としての育つ力をつけるための学習だというふうに思いますが、これ答弁がちょっといただけなかったというふうに思っていますので、お願いしたいと思います。人数が何でこういうふうになっているのかなという理解ができませんので、好評でしたが、1回目は76人参加、2回目が20人参加となっているのですが、この点についてお伺いします。

それから、家庭教育相談員につきましては、既に実施をしている先進地も県内にもあるのです。そういうものを踏まえて、私は提案をさせてもらっているつもりなのですが、その点について何か情報をもらっておりましたら、あえてお伺いしたいと思います。

それから、家庭教育、これは本当に人間としての個々が高まれば、それを見て子供は育つ、あるいは自分がきちっとすれば子供にもきちっとしたしつけができるということでございますから、まずは大人がきちっとしなければなりません。そうしたものを親も子供も同じような目線で物が考えられるためには、私は各家庭の中にどこか見えるところへ標語みたいなものを掲げておくと、これは毎日それを目にするわけですから、いいのかなと思っております。私は、先ほど申し上げた会に入っているのですが、修養団、日めくりの暦を毎年受けます。いい標語が書いてあります。なかなか毎日めくれれば

いいのだけれども、めくらないのですが、ただ私は一番目につくトイレの中へそれをかけています。それで、ああ、こういう思いもあるのだなというのを見ると、再確認をしながら、日々を過ごしていきたいと思っています。なかなか標語どおりに生きられません、わがままな人間でございますので、できませんが、そういうのもいいかのなというふうに思っていますが、この点について何かございましたら、見解というか、お伺いできればと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 土地改良区について、答弁はいいですね。

それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それではまず、おわびを申しませんが、答弁漏れかもしれませんが、親の学習講座、これは多分教育委員会が出した点検評価をござらんになっていただいた。ありがとうございます。詳しくは、1回目というのは、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校、それぞれの学校で学校ごとにやりました。これを合わせたのが第1回の講座で、その76人です。2回目というのは、役場で全部の小学校の5年生の親御さんに声かけて、やっている。20人でした。参加者が非常に少ない。ですから、そのやり方を工夫して、今度は就学時健診のときに、これから上がる、入学するお子さん全部の就学時健診のときにまず1回やりましょうと。それから、さらにもう一回、今年には計画しています。やる中で工夫してみたいと思います。

それから、2つ目が標語みたいな、合言葉みたいなものということで、実は今年、今年度、町の社会教育委員会議で子供の健全育成にかかわって、子供自身がどうあるべきか、親自身がどうあるべきか、また地域がどうあるべきか、子育て支援に関して、あるいは健全育成に関して合い言葉みたいなのを今検討してもらっているところです。それは、どういう形で出せるかどうかは、またこれから研究してみたいと思います。

いずれにしても、議員さんからご質問いただいた家庭教育等については、大きな意味では子育て支援にかかわることですので、現在町では後期の次世代育成支援行動計画をこれから具体的に作成していくわけですが、ご提案等の趣旨は、そこにも生かせるものは生かしていければと思います。ですから、家庭教育の指導員のあれについては、具体的なものを見ていませんけれども、何か熊谷市ではやっているようなことを聞きましたし、また県に先進的な例がありましたらお聞きして、少し勉強させていただきたいと思います。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日4番目の一般質問は、第7番議員、河井勝久議員。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 第7番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。私は、大きく分けて2点を質問いたします。

初めは、防災対策であります。7月から8月にかけて、中国地方、九州地方で集中豪雨による水害、静岡を中心とする東海地方の地震発生で被害が出ました。当町も、この中国地方の岡山県で水害があったときに、埼玉新聞、直後ですけれども、ハザードマップが出ていまして、利根川水域、それから荒川水域等々の水害が発生するであろうということが示されておりました。これ、私、県発表というふうにしたのですけれども、新聞発表を見ましたので、そういう質問させていただくわけでありまして、そういうことでご理解をいただければというふうに思っているのですけれども、水害発生地区として志賀2区、これ志賀2区というと、志賀2区全体というふうにとらえられると困ると思いますので、この辺も出ていたのは志賀2区のかなり滑川寄りの部分、私の推測では市野川あるいは粕川が流れ込む付近、あるいは川島の川がそこに合流付近の一带だろうと思うのですけれども、そういうふうに判断をしたので、志賀2区という形をとったのですけれども、これが志賀2区全体の人にそういうことでの不安感を与えたということでは、私のほうも質問の内容がちょっと困るのかなと思ったのですけれども、そういう形でとらえていただきたいというふうに思っているのですけれども。あと、深谷断層による地震発生被害の大きさというのも、これも示されております。災害は予期

でませんけれども、対策が必要であります。これまでも各地方で震災や災害が起きているたびに、当議会でもいろんな質疑や対策等を問われてきているわけでありましてけれども、私も何度もこの防災の関係については質問させていただきましてけれども、さらに進めて、防災の具体的取り組みについてお伺いしたいというふうに思っているところであります。

①は、災害発生でいつも問われるのが防災組織の取り組みであります。とりわけ近所の助け合い、隣同士の助け合いというのが一番重要な問題であるというふうに言われているところでありますけれども、当町の七郷地区に1つの自主防災組織ができているわけでありましてけれども、その取り組みについては進んだのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、災害発生後に食料品の確保というのは、これは人間が生きていく上には重要な問題であります。過日の決算委員会でも出ておりましたけれども、まずは町の防災備蓄倉庫、役場のところにあるわけでありましてけれども、答弁の中でも、アルファ米などで一時しのぎをしていくと。翌日から県防災センター、それからさらに民間支援との、そういう支援を得ながらやっていきたいと。今の防災倉庫の中に食料品も含めてさまざまな機材などもあると思いますけれども、実質災害が起きたときに、あるいは足りないものがどんなものが足りないのか、その辺のところもお伺いしておきたいと思っております。

それから、災害時における水の確保というのは、生活の中での一番の問題だろうと思っております。水道の断水などですぐに必要となるのが水であります

けれども、給水の確保、嵐山町に給水車がないだろうと思いますので、この給水車の対応というのはどのようになっているのかがお伺いしておきたいと思います。

それから、建物の倒壊とか道路の支障でライフラインそのものがかなり変わってくるのだと思いますけれども、民間の協力でライフラインの復活を急がなければならないわけでありましてけれども、地元業者の協力がどのような形で対応してもらえるのか。この対応策について、ひとつお伺いしておきたいと思います。

それから次に、町内の商工業の活性化であります。経済不況によって景気の悪化が今中小零細企業にとっては大変な状況にあるし、商業者にとっても大変厳しい状況が生まれているというのはもう既にいろんな議論がされているわけでありましてけれども、町内商工業者の声、これも聞こえてきます。また、特に市町村合併で、嵐山町の業者が、市町村合併によって入札制度が電子入札化されてしまって、その合併したところの地域が地元優先の業者を使っていくということで、他町村から取引や何かから締め出されてきているというふうにもお聞きするわけでありましてけれども、そういう面で一層の厳しさが出ているのだというお話も伺っております。そこで、町内業者の商店街等の活性化を図るために、具体策については何点かお伺いしたいと思います。

不況によって、廃業や倒産があったのかどうか。

それから、町内業者の発注は減少していないかどうか。

電子入札による契約制度で地元業者の育成が図られるのかどうか。

それから、4番目としては、商工業者の後継者問題についてでありますけれども、現状認識と対策についてお伺いいたします。

以上、答弁をお願いします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

1の①、自主防災組織でございますけれども、進んでいるのかということでございます。進んでおるわけございまして、七郷の防災会、昨年の6月に設立をいたしまして、今年も何回かの会議を開催をし、間もなく防災訓練も実施をするというふうな予定になっております。

それから、補正予算の審議でもあったわけでございますけれども、経済危機対策臨時交付金、これをいただきまして、この機会に町内に一斉に自主防災組織をつくっていただこうと、こういうこともございまして、1つ防災倉庫を整備しながら、各地区に今の自主防災組織をつくる進め方を区長会さんに集まっていただいて、1度説明会を開催をいたしました。今月は、役員会の中で具体的にどこどこにどういう形で自主防災組織をつくったり、防災倉庫をつくったりしていこうかという会議を持っていただく予定になっております。また、来月は、中越地震の被災地を視察をされるということでござい

まして、なお一層認識を深められていくのではないかなというふうに考えております。

次に、防災備蓄庫に足りないものでございますけれども、大変お恥ずかしいのですけれども、本当に多数ございまして、申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、食料につきましては、深谷断層に想定地震が変わってまいりまして、大きな量が不足をしております。現在の備蓄量はわずかでございまして、不足する食料が1万1,384食、それからこのほかにも乳児用の粉ミルク、缶詰、レトルト食品等々ございます。それから、生活必需品、不足するものは紙おむつですとか、肌着ですとか、日用品、災害時の要援護者向けの用品、これも等々でございます。それから、応急給水用の資機材、こちらにつきましては災害用の浄水器、これは一定数量確保したいというふうに考えております。次に、防災用の資機材でございますけれども、仮設のトイレ、救助用の機材、移送用具等々でございます。それから、医薬品でございますけれども、消毒剤、止血剤、各種疾患用の薬剤、衛生の用品等でございます。

次に、③の給水の確保と給水車の対応でございますけれども、給水につきましては、河井議員さんご指摘いただきましたとおり、極めて大事だというふうに考えておりまして、防災計画上も、町が行う業務といたしまして、被災者に対して最小限度必要な飲料水の供給を行うと。災害を受けたばかりでございまして、そういうふうなことになっておりまして、同時に給水施設の

応急復旧に当たるというのが町の業務になっております。飲料水の供給の基準でございますけれども、災害発生時から3日間は1人1日3リッター、それから10日目までが1人1日20リッター、全人口で必要量を算出したしますと、最初の3日間で180トン、その後の7日間で2,800トン、災害発生から10日では合わせて約3,000トンというふうな量になるわけでございます。計算の上では、上下水道課で整備しております緊急遮断弁付きの配水タンク、この量が、この2つの量で合わせて6,200トンになるのでしょうか、十分計算の上では賄えるというふうなことでございますけれども、道路等が寸断をされているというふうなことになりますと、とても、あっても飲料水として利用ができない状況でございます。先ほど申し上げましたような災害用の浄水器、この一定量をどうしても確保したいというふうに考えております。なお、給水車につきましては、防災計画上、整備する予定にはなっておりません。

それから、地元業者の協力、対応でございますけれども、水道の復旧、ただいま申し上げました復旧については、これは地元の水道業者の協力をいただくというふうなことになっておりまして、協定は結んでございませんけれども、計画上はそういうふうな位置づけになっております。そのほか、いろんな形で業界ですとか、あるいは近隣の市町村ですとか、そういったところと昨年の12月の電気設備等の復旧に関する協定、これ電気工事工業組合と協定をいたしましたけれども、これ等6つの協定を町は結んでおります。このほかに、今後協定を進めるという、防災計画上、計画になっておりますの

が食料品関係、これ食料品の製造している町内の工場と応援協定を結ぼうと。それから、医薬品につきましてはドラッグストアと、衣料品については衣料品の量販店と結ぼうというふうな計画になっております。さらには、飲料水の提供協力に関する協定というのを災害対応型の自動販売機の設置業者と結ぶ予定にもなっております。まだこちらの部分については進んでおりませんが、計画ということでございます。

次に、2番の②、町内業者への発注、減少していないかのご心配をいただいております。町内業者の発注状況でございますが、過去、平成20年の決算と過去のデータで比較をしてみました。平成20年度の30万円未満の工事、これは小規模登録業者実施しておりますので、こちらは100%町内ということでございます。30万円以上ということで申し上げますと、町内業者の発注件数が44件、これ全体の約51%、金額にして1億1,460万円ということでございます。この数字は、平成19年と比較いたしますと、19年は近年になく町内業者に発注した割合が高かったものですから、これと比較いたしますと2,500万ばかり減少しておりますけれども、16年、17年、18年の決算数値と比較をいたしますと、それぞれ20年度の金額のほうが上回っております、町内業者への発注が着実に増加をしているというふうに読み取れるというふうに思います。業務委託につきましても、金額で申し上げますと、20年度の金額が1億1,671万2,000円、これは18年、19年と比較いたしますと、178万5,000円、610万8,000円とそれぞれ増加をして

いるということでございまして、業務委託につきましても町内業者への発注が増加をしているというふうなことでございます。

次に、電子入札による契約制度の関係でございましてけれども、電子入札につきましては透明性が高く、入札参加者同士が顔を合わせないというふうなことで、談合防止に効果があるというふうに言われておるわけでございます。3年ほど前になるわけでございますでしょうか、地方自治体の相次ぐ談合等の不正行為が世の中を騒がせたわけでございますけれども、これを教訓といたしまして、各自治体が入札制度改革ということで取り組んでおるわけでございますけれども、埼玉県内でも県と市町村でこの電子入札の共同システムというものを構築をいたしまして、運用が始まったわけでございます。平成21年度は、嵐山町を含め、新たに22市町が加わりまして、53自治体となりました。本年度は準備を行いまして、平成22年度から模擬入札を実施をし、実際の運用は平成23年度からというふうに予定をされております。町内業者の関係でございましてけれども、昨年2回説明会を開催をいたしました。今後も商工会と連携をいたしまして、町内業者の参加がしやすいように、懇切丁寧な対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 2番の①の不況による廃業、倒産はあったかのまず①の質問ですけれども、昨年の9月以降の数字ですけれども、倒産、こ

これは商工会のほうのデータなのですが、倒産が3件、それから不況によるということではないのですが、後継者不足によって商工会の会員から外れた方というのが7件、それから解散で1件という数字を伺っております。

それから、④の商工業者の後継者問題についてなのですが、これにつきましては、商工会の構成会員で461名あって、特に後継者ということではなかなか拾い切れない部分もありまして、青年部の構成員について調べていただきました。それで、青年部の構成員が29名、そのうち小売業が6名、サービス業で6名、卸売業で2名、建設業で13名、製造業で2名、建設業については全体の建設業の会員の方が102名いて、13名で、後継者が建設業についてはある程度いるのかなという数字をいただいております。あと、商工業については、なかなか後継者が、青年部の構成を見ると、少ないのかなというふうに伺っております。

それと、対策等ですが、実際の後継者の実数というのがわからなくしているのですが、商工会等の構成員の中で、特に青年部に参加をしていただいて、組織として、青年部の組織として活躍をしていただいて、なるべく後継者等がふえていければというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、再質問させていただきます。

防災設備で足りないものというのが大変あると。確かに1つの町ですべてのものが賄えるというのを集めるというのは大変なことだろうというふうに思っています。災害が発生する場合には、当町だけでということではなくて、多分地震になったと、相当広域化してくるというふうに思っているのです。とりわけ深谷断層の地震は、そういうもののシミュレーションなどもいろんなものが出ていますから、そうなってくると、広域でいろんな助け合いもあるのだらうと思いますけれども、県の防災センターでの物資も、幾つか県の中にはあるのですけれども、とりあえず一番近いのは川島でありますけれども、そういう面で行くと、事嵐山町だけでというふうにはならなくなってくるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういう面で行くと、どうしても必要なものというのはいよいよ取りそろえていくというのが一番いいのだらうというふうに思っています。その都度、いろんな災害の状況によって取りそろえるものというのはいよいよ変わってくるものもあるのだらうなと思うのですけれども、そういうものでの検証というのはいよいよ、いろんな地域的な災害のものをいよいよ見ているのかどうか。取りそろえるものについても、ああ、こういうものが不足だったのだなとか、そういうものでの検証というのはいよいよしているのでしょうか。

私は、一時的にはストックで無駄だなというふうには思うようなものも、いざというときには役立つというものもあるわけでありまして。小さなものも大きな力になっていくということは、私は阪神・淡路大震災の後、神戸を視察させて

もらった機会があるのです。長田区は、木造家屋が非常に多くて、零細企業が多くて、ゴム長靴だとか、家内工業でそういうものに携わっているところで火災が発生しました。一番火災によっての被害も大きかったところで、助かった人に帰するところがあったのですけれども、これは前のときにも話したことあるのですけれども、木造家屋で倒壊したと、もう重機も入ってこられない状況だと、道路も何もずたずただと。そこに埋まっている人をどうやって助けるかと。声ができるのだけれども、人手ではどうしても持ち上げられないはりだとか柱だとかの下敷きになっていると。いわゆる大工さんだとか、左官屋さんなんかもいなかったと。余りにもいないと。バール、これを持っている人がいないのだと。何軒かがバール持っている。バールの力というのは、20人から30人分の力を出したというのです。人間の手で外れない柱とはりは、バールを1本入れて、こじることによって、柱とはりが外れると、ぬきが外れるから、それからバールの力はてこがわりになって、人間が入れないようなすきでも柱をバールの力で持ち上げることができて、人間がそこにに入れて、人が助けられたと。この力というのは物すごかったですというので、ああ、そういうことなのですかねというのを私も初めてそこで知ったのです。ですから、そういうものでは、やっぱり木造家屋が多いときには、そういうものもやっぱり無駄なものかもしれないけれども、やっぱりそれ取りそろえておくことが必要なのですよということをあそこに視察に行って初めて聞かされたのですけれども、そういう面でいくと、やっぱり検証はしておく必要があるのだらうと思

います。その検証についてはどうするのか、ひとつ聞いておきたいと思えます。

それから、ライフラインの復旧の問題で、まず水と電気、ガス、それから通信網、道路の復旧整備、これはまず優先されるべきだと思いますけれども、水道が止まった場合の給水というのは、先ほどもそれぞれ1日目、2日目、3日目というので供給トン数も出てきたのですけれども、冬の災害と夏の災害ではえらく違うと思うのです。トイレや何かも必要になってきますし、この前、越後川口に行ったときには、あそこ大きな魚野川という川が流れて、信濃川等もありますので、自衛隊が来て、水を浄化して、供給してくれたと。これによってふろや何かに入れたと。非常にありがたかったという話もあるのですけれども、そういう面でいくと、まず水の確保の問題の中で、給水が、単なる町の給水タンクだけで今対応できるという話だったのですけれども、実質的にさらに応援を求めるということになってくると、県になるのか、自衛隊になるのか、民間業者になるのか、そこら辺ももう少しお答え願えればというふうに思っています。

それから、地元業者との対応、今までいろいろなお願いし、協定もしてあるということであります。とりわけ建設業者や水道業者、これについて今嵐山町で、これから新たに変わってくるかもわかりませんが、例えば重機類を持っている建設業者がどのくらいあって、1台は自分のうちで使うけれども、1台は余っているから、町のほうに貸し出しできるよというようなもの

があると、その中でその重機が使える、あるいは運転免許証を持っている、大型特殊免許を持っている人というのがどのくらいいるのか、そういうものもやっぱり1つはおれはやれるよというものの登録というのは必要だろうと思うのです。そういうものの人の、例えば看護婦もそうです。隠れ看護師というのはいっぱいいると思うのです。そういう人たちが、いざ救急のいわゆる人命救済なんかのときには包帯を巻くのだから、いろんなものについてはかなり手伝ってもらえるという話だったのですけれども、そういう面で行くと、そういう隠れ看護師や何かも、ある程度把握しておく必要があるのだろうと思うのですけれども、その辺のところはどういうふうに考えているのか。

先ほども言ったように、重機類を提供してくれる台数だとか、あるいはそれに対する燃料、これは燃料の確保も大事な問題ですから、そういう燃料代の問題なんかも含めて、ある程度町は考えとしているものがあるのだろうというふうに思っています。それは、機械が使える人夫の問題だとか、免許証の問題だとか、あるいは所有者の把握の問題、そういうことについての協議を十分行っていただければというふうに思っているのですけれども、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、廃業、倒産はこれだけの数があるということを知りました。町の中を歩きますと、かなり活性化がなくなっているのかなというふうに思っているのです。町内業者への発注、納品の関係、答えていただけたのですけれども、役場なんかもパソコンなんかによって業務がかなり変わってきました

て、役場職員でできるものがかなり多くなってきているというふうに思うのです。この間も議会の中で、決算委員会の説明書なんかももう役場の職員がつくっていたと、そういう関係もお話を聞きますと、こういう仕事量というのは、職員でもできる仕事量というのはかなりふえてきたのかなというふうに思っているのです。いわゆる外注がなくなって、どのくらいの割合でそういうものがふえてきたのかどうか、対応できるものがふえてきたのかどうか、その辺のところ、町内業者に今まで外注して、納品させてというのがあったらと思うのですけれども、そういう面ではどのくらいのしわ寄せも出たのかどうか、このデータでは余りないような感じなのですけれども、そういう面でお聞きしておきたいと思います。

それから、合併によって、地元業者を、合併した町が自分の業者を使うという形で、かなり業者締め出しが起きてきていると。外からの業者締め出しが起きてくると。そういう中で、さらに入札制度が入ってくると、特定業者だけが入ってしまって、なかなか小さい業者が入れないというようなお話も、この合併の中でもデメリットの部分で聞いているわけでありましてけれども、そういう形では町の業者が締め出されていることがあるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、学校の先生や何かが異動によって、人事異動なのですけれども、よってかわりますと、とりわけクラブ活動なんかには熱心な先生が出入りすると、その先生とともに他町より業者がついてくると。その先生が、この業者

のものがいいよと、これを使えとかという形でクラブの子供たちに言って、その先生と業者が一緒についてきてしまうと。そういうことで、今まで地元の業者がいろんなものを納めていた、あるいはスポーツ用品や何かも含めてなのでしょけれども、納めていたものが取り消されてしまうと、取引がされなくなってくるということがあるというお話なのですけれども、過去にもそういうことが嵐山町にはあったかどうか、お伺いしておきたいと思います。

それから、入札制度の問題でありますけれども、電子入札による契約が始まると、随意契約も含めてすべて電子入札になるのかどうか。それから、競争入札や指名入札、随意契約、この違いがどこにどういうふうにあらわれてくるのか、おわかりになりましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど入札制度になる関係で、商工会を中心に2回ほど説明会を開いたということでもありますけれども、それでもまだまだ理解がされていない人というのはいらるのだらうと思いますし、パソコンも入っていないような人もいるというふうには思うのですけれども、町内業者の電子入札制度の導入についての説明というのは、この2回、これからもするというのですけれども、十分だったのかどうか。また、業者がどれだけそのことについて熟知しているのかどうか。それから、どのくらいの範囲の業者まで、商工会という形だったのですけれども、いろんな人が参入できるわけでもありますし、ペーパー会社での参入もあると思うのです。それで、ほかに下請けや何かに受けさせていくと、こういうこともあるということをお聞きしますので、その範

困はどんなふうになっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、後継者の問題、商店街の活性化というのは人が集まる場所から始まるというふうに思うのですけれども、私も今までいろんな町を見てきました。最近では、シャッター通りのシャッターが閉まっているところが非常に目につきます。買い物などに行って、たまには商店の人に聞くことがあるのですけれども、一回店を閉めてしまったらもうどうにもならないという話でした。何が原因かというのは、いろいろとあると思うのですけれども、1つは後継者がいないと、1つは子供が家業を継がないと、それから店主が自分でもう高齢化したりなんかして、自分がやれなくなったら廃業せざるを得ないという声があるのです。当町も同じようなことが言えるのではないかと考えるのですけれども、青年部の構成の中でこういうことがあって、さらに家業を廃業していくということではますます町の商工業の活性化というのがなくなってくるのだと思いますけれども、そこでもう一度、認識と対策について、あったら伺いしたいというふうに思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

災害の関係の必要な備蓄をする場合の機材、資機材、これを河井議員さん、バールというふうなお話いただいていますけれども、バールも河井

議員さんからもそういうふうなお話伺いまして、これから備蓄をするものの中には必ず入れていきたいというふうに考えております。

それから、阪神・淡路大震災のこれビデオでございますけれども、その中からはジャッキ、これが大変役に立ったというふうなことも聞いていまして、これも整備をしたいというふうに考えております。

我々もいろんな機会、県の消防防災課が主催する講演会ですとか、あるいは議員の皆様方と一緒にいった視察ですとか、いろんな機会を通じてできるだけ災害被災者の声ですとか、あるいは実際に救助に当たった方々の声、そういったものを参考にして、嵐山町の資機材の整備に当たっていききたいというふうに考えております。

次に、給水の関係でございますけれども、議員さんは、ライフラインの復旧に、地元業者を事前に把握をして、登録をして、いざというときにはお願いをする、そういったシステムをつくっておけるだろうというふうなことでございます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、災害の復旧工事については、資材、これは県があっせんすると、それから技術者、この技術者も県があっせんをするというふうなことになっております。それから、応急の復旧工事は、先ほど申し上げましたけれども、町内の指定をされた、水道でいえば指定工事店、そういった方をお願いをしていくというふうなことでございます。なお、災害救助法が適用になりますと、復旧に係る費用はすべて国の負担というふうなことで実施ができるわけでございます。

次に、町内業者の発注のあり方ということでございますけれども、嵐山町では平成19年度から嵐山町の入札制度改革ということで取り組んでまいりました。1つは一般競争入札の導入、それから嵐山町の今まで取り組んできた契約、入札の仕組みがどうも法律に、果たしてすべて法律どおりに行われているのかとか、東松山市で起きた問題、これは嵐山町、松山に限らず、多くの自治体が同様の事務を進めておったわけでございますけれども、官製談合防止法に抵触をするというふうなことも言われました。さまざまなことがございまして、この際、嵐山町もコンプライアンス、法令遵守でいこうと、そしてすべてのことを嵐山町で新しく仕組みをつくっていこうというふうな、そういうふうなことになりまして、取り組んできたわけでございます。町内業者さんもすべて町の小規模業者登録、あるいは入札資格の参加申請登録、そういったものを受けていただくというふうなことも商工会を通じて業者さんをお願いをいたしました。中には、それはおっくうだから、おれはいいよとか、いろんなこと理由によって出してこなかった方がたしか10社ちょっとぐらいありました。それももう一度その業者さんに働きかけようと、嵐山町では町内業者について随時受けておりますけれども、もう一度働きかけようということで、ぜひ嵐山町の新しいシステムにご理解をいただいて、参加をしてくださいというふうな文書を出して、お願いもいたしました。それによって、何社かは参加をしていただいたケースもございました。いろんな今申し上げましたような入札制度改革の中で嵐山町が進んできておりますので、そのことにつ

いてはいろんな機会をとらえて、商工会の総会ですとか、あるいは商工会の建設部会ですとか、そういった機会をとらえて、お願いをしてみました。ぜひその点についてはご理解をいただければというふうに思います。

それから、小さい業者が締め出されているような場合があるのかと。これは、嵐山町から締め出されているとか、嵐山町が何か障壁をつくって締め出しているというふうなことはございませんで、今申し上げたような新しいルールに従って、透明性や競争性を確保しようということでやっておりますので、そういうことはないというふうに思っております。

それから、先生の異動で云々というふうなお話がありましたけれども、嵐山町のシステムは、嵐山町に小規模登録業者、それから嵐山町に資格申請を出した業者さん、そういった方を契約の相手方として選定をするというふうなことになっておりますので、そういったことはないというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 後継者問題の関係ですけれども、これにつきまして、実数についてちょっと調査ができていなくて、申しわけないのですけれども、今後商工会等と協議をさせていただきながら、実数の把握、またどのくらいの後継者がいて、どうなのかというのもよく調査をさせていただいて、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○柳 勝次議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 最後にちょっと聞きたいのですけれども、防災関係でありますけれども、防災はやっぱり人づくり、まちづくりだというふうに思っているのです。21年度の町長の施政方針で、まちづくり、防災について幾つもの事業の推進を述べられております。年度の初めから既に半期が来たわけでありまして、事業はどのくらいの進捗となっているのか。財政支出の面も伴うことが多いわけでありまして、これから下期に向かって、年度内までに対応できるものがどのくらいあるのか、お聞きして、ひとつ終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、施政方針の中の防災面での事業の進捗ということで申し上げたいと思います。

防災広場の整備、これは役場の周辺でございますけれども、広場、連絡道路、防災倉庫整備を予定しておりまして、調査設計の発注が終わりまして、今その委託業者によって作業が進められているというふうなことでございます。

次に、地域防災計画の見直しでございますが、県との事前協議が終わりまして、これからどういうふうな形で見直しをしていくか、内部の詰めを行うというふうなことになっております。

次に、地震ハザードマップでございますけれども、プロポーザルによっての業者の選定でございます、これについては既に業者が決定をし、見積もりをいただいて、発注の準備をしているというふうな段階でございます。

それから、避難所の看板でございますけれども、避難所の看板については、これは工事が終了しております。

最後に、一般住宅の耐震診断ということでございますけれども、これにつきましては都市整備課長のほうからご答弁いただきたいと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 町は、木造住宅の耐震診断の補助ということで、今年の4月から始めました。これにつきましては一定の要件がありますが、昭和56年5月31日以前の建物、建築確認に基づき建築された一戸建ての建物、または併用住宅、それについて補助を受けられます。これにつきましては、3万円という限度額等はございますけれども、これで今年の予算としては30万、予算計上してございます。これにつきましては、今のところ、この登録の申請は上がっておりません。

以上でございます。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。質問の前に、1カ所訂正をお願いしたいというふうに思います。3番の「保険税」と書いてありますけれども、「税」を消していただきたいというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。今定例会が終わると、町のほうではいよいよ予算の準備が始まるかなというふうに思っています。そういう面では、この間、検討いただくという回答がある3項目について質問をしたいというふうに思います。

まず第1点は、市街地の道路の舗装についてですけれども、以前通学路が、子供たちの通学路が舗装されていないために、雨の日には大変な思いをしているというお話をいたしました。そういう面では、この通学路については市街地の中に、たしか40とか50とかという形であったと思いますけれども、調査をして、計画を立てて、逐次舗装をしていくという回答になっていたかと思います。そういう面では、現在の通学路の舗装の調査、それから計画、どのようになっているか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。舗装についてはまだされていないかなというふうに思いますので、その点について、まず第1点お願いをしたいというふうに思います。

それから、2点目は、小中学校の入学準備の支度金のお話です。これについては、ひとり親家庭の入学の支度金をということでお話をいたしました。今月号の広報を見たときに、ひとり親家庭の就学支度金制度のご案内というのが載ってまして、実現をしていただけたのかなというふうに思って、よく見ましたら、これ県の制度なのですね。そういう面では、県の制度ですと所得制限もあるし、中学生だけということになっています。当時、私の話ですと、1つは県の話も出しましたがけれども、県のほうは所得制限があるので、せめて嵐山町の場合は所得制限を撤廃をして、ひとり親家庭に入学の支度金を出していただけないだろうかというお話をしました。実はこの手の制度、その当時もお話をしましたがけれども、全県的には26の自治体が実施をしているということで、町長そのものも支給をする方向で検討していきたいという答弁もいただきました。そういう面では、午前中、川口議員の質問の中では、父子家庭については何か手当についてはやらないみたいな方向になっていましたけれども、入学準備の支度金について検討していただいたのかどうか。また、もし検討していただいたのであれば、実施時期がいつごろになるのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、一部負担金の軽減についてです。これ窓口の一部負担金の軽減についてですけれども、前回の議会以降、実は7月1日付で新たに厚生労働省の医政局指導課長、それから社会・援護局保護課長、保険局国民健康保険課長ということで、3者の連名で、生活に困窮する国民健康保

険の被保険者に対応するということで通知が来ていると思います。この中身そのものは、1つは国保の一部負担金の軽減制度の適切な運用についてということと、もう一つは医療機関の国保、生活保護の連携によるきめ細やかな対応でということで、医療機関の未収金の防止を防いでいくということでの通知が来ているかと思えます。そういう面では、いずれにしても国の方向としては、できるだけ早く実施をしていただきたいというのが国の方針だというふうに認識をしています。実は私もちょっと1件相談事があって、未収金と、窓口の一部負担金の未収金を抱えているのですが、それも何とかしなければいけないなどは思っているのですが、全国では未収金が、医療機関への未収金が219億にもなっているという統計も出ています。そういう点では、今国民健康保険をはじめとして、住民の負担というのはますます多くなってきています。せめて医者にかかる一部負担金の軽減の措置は実施をしていただきたいというふうに思いますし、前回でも、前回もそのお話をしました。そういう面では、要綱を整理をして、実施をしていきたいというような町長の答弁もあったわけですが、新年度に向けてどういう対応をされていくのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

市街地の道路についてでございます。市街地の道路につきましては、小

中学校の通学路、これを調べてもらいまして、145 路線で 25.6 キロになる
そうです。そして、そのうち2路線が未舗装の道路ということでございます。

この未舗装部分の道路、川島地内の町道川島 12 号線と町道川島 70 号線
の2線、2つの路線で、未舗装部分の延長が2路線で 143.11 メーターとい
うことでございます。そういう状況でございまして、今度の対応はということ
ですが、これらについてもほかの生活道路もありますし、いろいろある中で、他
と勘案をしながら、できるだけ早く準備をしていきたいというふうに思っており
ます。

入学準備金でございませうけれども、前回ご質問をいただいております。
そして、いろいろ議員さんのほうから他の市町村の説明等もいただく中で、
ひとり親家庭については人数が少ないというようなことであるので、そういう
ことも今後検討して、できる状況があれば、今後やっていきたいというふう
にお答えをしているところでございまして、内部でも検討をいたしました。そして、
現状では、県のという話がありましたけれども、その状況で今後どういう推
移あるのか、現状ではそのところで推移を見ていこう。現状のまま、嵐山
町としてはその状況でいきたいということで当面の結論を出して、現在に至
っている状況でございます。

それから、3番の問題でございませうけれども、これにつきましては、これ
も議員さんのほうからご質問いただきました。そして、これについては要綱を
整備をして、できるだけ迅速に対応していきたいというふうに答えてあります。

それで、内部で事務方いろいろご苦労いただいて、つくっていただきました。前のときに説明をいただいたあちこちのところがあるわけですがけれども、先進地というか、実際そういうふうに行っているところ、それらの数値の一番受ける場合の有利というのですか、そういうような状況の数値をとりまして、要綱の整備ができました。そして、それらをもとに10月号の広報に掲載をして、実施をしていく方向で準備を進めているところでございます。一部負担金の減免、それから徴収猶予の問題等、その制度に入っております、それらを整備ができましたということでございます。

○柳 勝次議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、2番目と3番目の問題について再質問させていただきます。

現状のままということは、県の要綱はやるけれども、町単独の事業としてはやっていかないということなのだと思うのです。そういうことだと思うのです。県の要綱そのものは、先ほども言いましたけれども、まず非課税世帯であることが条件になっています。それで、中学生のみというのが県の要綱なのだと思います。そういう面では、ひとり親家庭の場合は、ひとり親家庭の非課税世帯というのはごくごく少ない、対象者は少ないのではないかなというふうに思います。そういう面では、県の要綱の対象者がどのぐらいいるのか、もし課長のほうでわかったら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、その当時、把握した限りでは、たしか母子家庭と父子家庭合

わせて 200 人ちょっとぐらいだったと思います。対象がそのくらいですから、入学支度金ということになると、ごく限られるというふうに思っています。そういう面では、これから新年度、4月に上がる人だけですから、対象者は母子家庭、父子家庭合わせて、たしか 210 人ぐらいだったと思うのですけれども、その中の入学者、小学校、中学校の入学者のみということですから、そういう面では限られると思うのです。せめて県がそういうことをやっているわけですから、県だって新しい子供、新入学者、それから進級の中学生に上がる人たちに、これ非課税世帯ですから、負担軽減というにはならないでしょうけれども、むしろ所得制限なんかなくして、やっぱりそういう人たちのお祝いの気持ちというか、そういう意味を込めての入学準備の支度金ということで町が実施できないかなというふうに思っています。そういうお話も前にしたかと思えます。そういう面では、入学準備支度金以外にも、全埼玉県の中では何らかの形でそういう負担軽減の措置をやっている自治体が 26 自治体があるわけです。先ほど午前中の中でも、小川町とときがわ町で始めたという話もありました。それは、そういう面ではひとり親家庭に、ひとり親家庭の人たちというのは所得そのものが非常に少なくなっているし、まして新しく子供たちが小学校に上がる、あるいは中学校になると、進級するという中で、せめて町がそういうお祝い事、お祝いの気持ちをあらわしてもいいのではないかと。県がやっているそれをもう少し枠を広げて町が実施できないかなというふうに思っています。そういう面では、前に就学奨励金は広げていただ

きました。そういう部分では、やはり子供たちがどういう形でこの嵐山町で育っていくかというのも一つのやっぱり大きな町の財産にもなってくるのではないかな。せめて年間で幾らということではないのですけれども、そういう気持ちを町があらわしてもいいのではないかなというふうに思うのですが、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、一部負担金については、10月の広報で載せるということですから、10月から該当させていくということになるのでしょうか。それが1つです。10月の広報に載るということは、10月から該当させていくという、10月診療から該当するということになるのでしょうか。具体的な中身をちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、県のひとり親家庭の支度金の支給制度、これで何人かということでございますけれども、20年の実績で6人の支給と、嵐山町で6人の支給ということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、一部負担金の減免の中身ということでお答えをさせていただきます。

まず、最初の10月の時点から対象になるかということでございますが、

この制度につきましてはもともと規則上はございまして、今でも実際は対象になるということでございます。ただ、議員さんお尋ねのとおり、その審査の基準というものが明確化されていなかったということで、実際申請を受けた場合に、どの方が該当になるのか、どういったケースが該当になるのかということが運用上明確でなかったと、それを明確にしたということでございます。

それから、中身の点でございますが、議員さんご承知のとおりでございますが、基本的には一部負担金の減免、3つのタイプ、やり方がございまして、1つは一部負担金を全額免除するもの、それから一部負担金を一定程度減額するもの、そしてある程度の期間、もう一つは負担金の納めるのを猶予するというこの3つの減免制度になっているわけでございます。

町長のほうからもお答えをさせていただきましたとおり、この免除に該当させる場合の基準、それから減額の基準、そういったものがやはりそれぞれの市町村の基準というものがやっぱりある程度ばらばらになっておると。その中でいろいろと研究した結果、やはり一つの例を挙げますと、例えば一部負担金を免除する場合、この場合につきまして、幅が一番厳しいところ、厳しいところはまず基準額が生活保護法による保護の基準に規定する基準生活費、これが一つの算定の根拠になっておりまして、その1.1倍以下である場合は免除するというのが一番厳しいところでございます。それから、一番上限の免除の規定でありますと、調べた限りでは、その基準額に1.2倍以下の場合には免除というような形で、1.1から1.2というような幅がある

ということでございます。本町といたしましては、その 1.2、調べた限りでの一番上の幅をとっているということでございます。

なおそれから、減額の基準につきましても、減額ができる場合、厳しいところでは 1.1 から 1.2 の間、この場合は減額をしますよというところがございます。そして、一番有利に考えているところは 1.3 というところがございます。本町におきましては、1.2 以下につきましては、1.2 倍ということですが、1.2 倍以下につきましては免除、1.3 倍以下につきましては5割を減額をすると、そして 1.3 を超えて、なおかつ一部負担金のプラスアルファした分、その分に足りないような場合には徴収の猶予を行うというような規定にしたということでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 入学準備金についてですけれども、前回お話しいただいたときに話した内容が、対象になる、これ古い数字ですけれども、去年の数字ですけれども、母子家庭で 149、それで父子が5、合計 154、それで母子のほうのお子さんが 209 名、父子が7名、それで合計 216 名ということで、この中で入学という話になったわけです。それで、そういう資料を参考にして内部検討をしてきて、それで今お話しのように、県の制度では6人ということで今答弁させていただいた内容でございます。ただ、このほかに準要保護という別の、ひとり親ということではないのですけれども、経済的な困難な、経

済的な理由によって就学困難なという経済的な弱者というか、そういうものについて、入学準備金、小学生の場合に1万9,900円、中学では2万2,900円、こういうランドセルだとか、自転車だとかのものになりはしないか。それから、そのほかに特別支援教育就学奨励費、こういうものもありまして、これは特別支援教育への就学ということで、保護者の経済的な負担を軽くし、特別支援教育の振興を図るということで、これも入学準備金、小学生には9,950円、中学には1万1,450円、こういうようなものもあるわけでありまして、それらを勘案をして、当面は現状のままでいましょうという結論を出したという経過でございます。

○柳 勝次議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、さっき今お話をしましたけれども、その部分で嵐山町のひとり親家庭は全部救えるわけですか。恐らく救えないのだと思います。その部分で全部救えればいいです。では、そういう部分に該当しなかった人については、ひとり親でそういう部分に該当しない人が出た場合には、何を町はしてくれるわけですか。そういう人たちには、いずれにしたって、とりわけ母子家庭の所得なんていうのは、ましてや子供が小さいということになると、仕事そのものも限られます。そういう中で、今町長がお話したような中で、すべての嵐山町の母子家庭の人たちが、あるいは父子家庭の人たちが救えるということであれば、私はこういう要求はしません。それは全部、課長、その部分で全部救えるわけですか。まず、それを聞いた

いというふうに思います。もし、では救えないのであれば、町長、それを救う手だてを考えるお考えはあるでしょうか。まず、それを聞きたいというふうに思います。

2つ目は、一部負担金の軽減ですけれども、ではいつの診療から該当をさせるのか。いずれにしても、免除や軽減や猶予が10月の報道に載るといふことなのですけれども、ではその診療はいつから、いつの診療から町の要綱として該当させるのか。先ほどの課長の話ですと、要綱の不備はあったにしても、前からあったのだというお話ですけれども、だとすれば、さかのぼってでもそれを該当させるということになるのか、あるいは新たな要綱が整備ができた時点で該当させるというのであれば、10月診療になるのか、11月の診療になるのか、その辺はどういうふうになるわけでしょう。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 先ほど町長のほうから答弁させていただきました準要保護の援助制度、そして特別支援教育の就学奨励費の関係でございます。これで救えるとか救えないとかということではなくて、網羅をしているかということになりますと、すべて網羅はしていないというふうに考えるところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 網羅していない。どうぞ。

○小林一好教育委員会こども課長 この中で網羅している人も、入っている方もいるかもしれませんが、入っていない方もあり得るということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

この要綱につきましては、10月1日施行という形で考えておきまして、その基準につきましては認定後ということになりますので、10月、例えば申請がありまして、認定された場合には、そこからの医療費が対象になるというふうに考えております。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ひとり親家庭が、今言った準要保護、あるいはそのほかのことで救えるのかということでございます。逆に、どういうふうにしたら救えて、どこまでが救えないのかということになってくるわけです。そうでしょう。

それで、この要保護、準要保護というのは国で決めた最後のセーフティーネットなのです。それを国の基準がだんだん上がってきているわけですが、それがセーフティーネットになっているわけです。それで、各市町村では、その上をどうするかということであるわけですので、救えるのかと言われると、国では救えると思ってこれをやっているわけですので、と思いますので、救

えるのではないかというふうに思っています。ただ、それが十分かどうかというの、十分かどうかというのはそれは全部判断が違うと思うのです。これだけもらったって全然足りないやというのと、いや、ありがたいですよ、これだけあればどうにかやりくりできますよということがあると思うのですけれども、セーフティーネットというのはそういうものではないかと。それで、この中の準要保護ではこういうふうになっていますということをお知らせさせていただいたわけで、答弁になるかどうか。そういうことでございます。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時17分)